

第5期西東京市障害福祉計画・ 第1期西東京市障害児福祉計画

計画期間：平成 30 年度～平成 32 年度

(素案)

平成 29 年 11 月

西東京市

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の背景	1
(1) 障害者福祉計画・障害児福祉計画の根拠	1
(2) 障害児者の福祉に関する制度・動向	3
(3) 障害者基本法に基づく西東京市障害者基本計画との関係	5
2 計画の期間	6
第2章 西東京市の障害者をめぐる現状	7
1 障害者数の推移等	7
(1) 身体障害者の状況	8
(2) 知的障害者の状況	9
(3) 精神障害者の状況	9
2 児童・生徒の状況	10
3 市内の障害福祉関連施設等の状況	12
4 アンケート調査結果概要	14
(1) 調査概要	14
(2) 調査結果の概要	15
5 ヒアリング調査結果概要	20
(1) 障害福祉サービス事業所	20
(2) 障害者団体・障害者支援団体	22
第3章 計画の基本的な考え方	24
1 3年間の重点推進項目	24
(1) 障害のある子どもへの支援の充実	25
(2) 地域で安心して暮らせるまちづくりの推進	28
(3) 相談支援体制の充実	30
(4) 障害のある人の社会参加の推進	33
(5) 障害者の高齢化への対応	35
2 国の基本指針に基づく成果目標	37
(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行	37
(2) 精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築	39
(3) 地域生活支援拠点等の整備	40
(4) 福祉施設から一般就労への移行等	42
(5) 障害児支援の提供体制の整備等	44
第4章 障害福祉サービス等の見込み量と確保策	46

1 訪問系サービス	48
2 日中活動系サービス	50
(1) 生活介護	50
(2) 自立訓練（機能訓練・生活訓練）	52
(3) 就労移行支援	54
(4) 就労継続支援（A型・B型）	56
(5) 就労定着支援	58
(6) 療養介護	59
(7) 短期入所（福祉型・医療型）	61
3 居住系サービス	63
(1) 自立生活援助	63
(2) 共同生活援助（グループホーム）	64
(3) 施設入所支援	66
4 相談支援	68
(1) 相談支援について	68
(2) 計画相談支援	69
(3) 地域相談支援	71

第5章 障害児福祉サービス等の見込み量と確保策 73

1 障害児通所支援	74
(1) 児童発達支援	74
(2) 放課後等デイサービス	76
(3) 保育所等訪問支援	78
(4) 医療型児童発達支援	79
(5) 居宅訪問型発達支援	81
2 障害児相談支援	82
(1) 障害児相談支援	82

第6章 地域生活支援事業の見込み量と取り組みの方向 84

1 地域生活支援事業について	84
2 地域支援事業の見込み量など	86
(1) 移動支援事業	86
(2) 地域活動支援センター	87
(3) 相談支援事業	88
(4) 日常生活用具給付等事業	88
(5) 意思疎通支援事業	88
(6) 手話奉仕員養成研修事業	89
(7) 理解促進研修・啓発事業	89
(8) 自発的活動支援事業	90
(9) 成年後見制度利用支援事業	90
(10) その他の事業	91

第7章 障害福祉計画の着実な推進に向けて 93

1 障害福祉サービスの提供体制の整備	93
(1) サービスの適切な利用の支援	93
(2) 社会資源の充実や既存の社会資源の有効活用方法の検討	93

(3) 財源の確保	93
(4) 障害福祉サービスを担う人材の確保と育成	93
(5) 障害福祉サービスの質の担保	94
2 PDCA サイクルによる進捗管理	94
3 障害福祉サービスの質や利用しやすさの確保	94
(1) 事業者の連携による支援ネットワーク	94
(2) 第三者評価の促進	94
4 市民の理解と協働の推進	95

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

障害者の自立と社会参加の支援等のための施策に関する基本原則等を定めた「障害者基本法」は、平成23年7月に改正され、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会（共生社会）を実現することが、法の目的として新たに盛り込まれることとなりました。これを始めとして、いわゆる障害者虐待防止法や障害者差別解消法が成立する等、様々な法制度の改正が行われました。このような国内法の整備を土台として、平成26年1月には障害者権利条約を批准するに至り、我が国は、共生社会の実現に向けて大きく舵を切ることになりました。

西東京市においても、平成26年3月に「西東京市障害者基本計画」を策定し、ライフステージを通じて切れ目のない支援と共生社会の実現を目指し、社会的障壁を取り除くための理解推進や合理的配慮の普及等、様々な施策に取り組んでいます。

また、障害福祉サービス等については、平成18年度より3年を一期とする「障害福祉計画」においてサービス見込量及びその確保の方策を定め、その充実に努めてきました。

この度、「第4期西東京市障害福祉計画（平成27年度～平成29年度）」の計画期間の終了とともに、法改正によって新たに「障害児福祉計画」の策定が求められていることから、両計画を一体的に「第5期西東京市障害福祉計画・第1期西東京市障害児福祉計画」として策定しました。

（1）障害者福祉計画・障害児福祉計画の根拠

平成18年に施行された「障害者自立支援法」を改称し、平成24年6月に成立した「障害者総合支援法」（正式名称：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）は、平成26年4月から完全施行されており、障害者（児）の定義に政令で定める難病患者等が追加され障害福祉サービス等の対象となるなどの改正が行われました。同法において、都道府県及び市町村は障害福祉サービスに関する計画（「障害福祉計画」）の策定が義務付けられてきました。

さらに、「障害者総合支援法等一部改正法」（正式名称：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律）の平成30年度からの

施行により、都道府県及び市町村には新たに障害児福祉計画（児童福祉法第三十三条の二十一第一項に規定）の策定が義務付けられました。

「障害者総合支援法」における障害福祉計画の規定

（市町村障害福祉計画）

第八十八条 市町村は、基本指針※に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

「児童福祉法」における障害児福祉計画の規定

（市町村障害児福祉計画）

第三十三条 20 市町村は、基本指針※に即して、障害児通所支援及び障害児通所支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

※「基本指針」とは

国は、各市町村が「障害福祉計画」「障害児福祉計画」を策定するにあたって計画に盛り込むべき内容などを示した「基本指針」を定めることになっています。「基本指針」は一部改正され、平成29年3月31日に告示されました。

（正式名称：「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」）

「基本指針」に示されている障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に関する基本的理念

市町村及び都道府県は、障害者総合支援法や児童福祉法の基本理念を踏まえつつ、次に掲げる点に配慮して、総合的な障害福祉計画及び障害児福祉計画を作成することが必要である。

- 1 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
(中略)
- 2 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
(中略)
- 3 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
(中略)
- 4 地域共生社会の実現に向けた取組

(中略)

5 障害児の健やかな育成のための発達支援

(以下略)

(2) 障害児者の福祉に関する制度・動向

近年の障害者の福祉をめぐる主な制度等の変遷は次のとおりです。

- 障害者自立支援法の改正（障害者総合支援法へ）（平成 24 年 6 月成立、平成 25 年 4 月一部施行、平成 26 年 4 月完全施行）

- 身体障害者福祉法の一部改正（平成 25 年 4 月施行）

- 知的障害者福祉法の一部改正（平成 25 年 4 月施行）

- 児童福祉法の一部改正（平成 24 年 4 月施行）

内容：障害児を対象とした施設・事業は児童福祉法に一本化され、体系も再編された。また、通所支援について、実施主体が市町村となった。

- 障害者優先調達推進法（平成 24 年 6 月成立、平成 25 年 4 月施行）

目的：障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進等を図り、もって障害者就労施設で就労する障害者、在宅就業障害者等の自立の促進に資すること

- 障害者雇用促進法の改正（平成 24 年 6 月成立）

内容：分野における障害者に対する差別を禁止するための措置および精神障害者を法定雇用率の算定基礎に加えること等が追加された。

- 障害者差別解消法（平成 25 年 6 月成立、一部の附則を除き平成 28 年 4 月施行）

目的：「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として成立した。

内容：障害者に対する不当な差別的取扱いの禁止や、合理的配慮（障害者が日常生活や社会生活において受ける制限をもたらす原因となる社会的な障壁を取り除くため、個々の障害者に対して、社会的障壁の除去を必要とする旨の意思の表明があった場合において、個別の状況に応じて講じられるべき措置）に関する環境整備の努力義務等が規定された。

- 障害者権利条約（平成 26 年 1 月我が国が批准）

目的：障害者的人権や基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進すること

内容：障害者の権利を実現するための措置等を規定している。障害者に関する初めての国際条約で、その内容は前文および 50 条からなり、市民的・政治的権利、教育・保健・労働・

雇用の権利、社会保障、余暇活動へのアクセスなど、様々な分野における障害者の権利実現のための取組を締約国に対して求めている。

- 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成 25 年 6 月成立、平成 27 年 1 月施行）

内容：難病の患者に対する医療費助成に関して、法定化によりその費用に消費税の収入を充てることができるようとするなど、公平かつ安定的な制度を確立するほか、基本方針の策定、調査及び研究の推進、療養生活環境整備事業の実施等の措置を講ずる

- 「第 3 次障害者基本計画」（国）の策定（計画期間：平成 25～29 年度の概ね 5 年間）

内容：障害者基本計画は、障害者の自立および社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定されるもので、政府が講ずる障害者のための施策の最も基本的な計画として位置付けられる。

- 「障害者雇用促進法」の一部改正

内容：障害者が職場で働くにあたっての支障を改善するための措置を講ずることを事業主に義務づけるなど、雇用の分野で障害者に対する差別が禁止され合理的配慮の提供が義務となつた。

- 障害者総合支援法対象疾病（難病等）の見直し（平成 29 年 4 月）

内容：平成 25 年 4 月より、難病等が障害者総合支援法の対象となつたが、法施行時には、新たな難病対策の結論が得られていなかつたため、当面の措置として、障害福祉サービス等の対象となる難病等の範囲を「難病患者等居宅生活支援事業」の対象疾病と同じ範囲（130 疾病）としていた。

障害者総合支援法対象疾病検討会における議論等を踏まえ、平成 29 年 4 月 1 日より、障害福祉サービス等の対象となる疾病が 358 疾病に拡大された。対象疾病による障害がある人は、身体障害者手帳の所持の有無に関わらず、必要と認められた障害福祉サービス等の受給が可能となる。

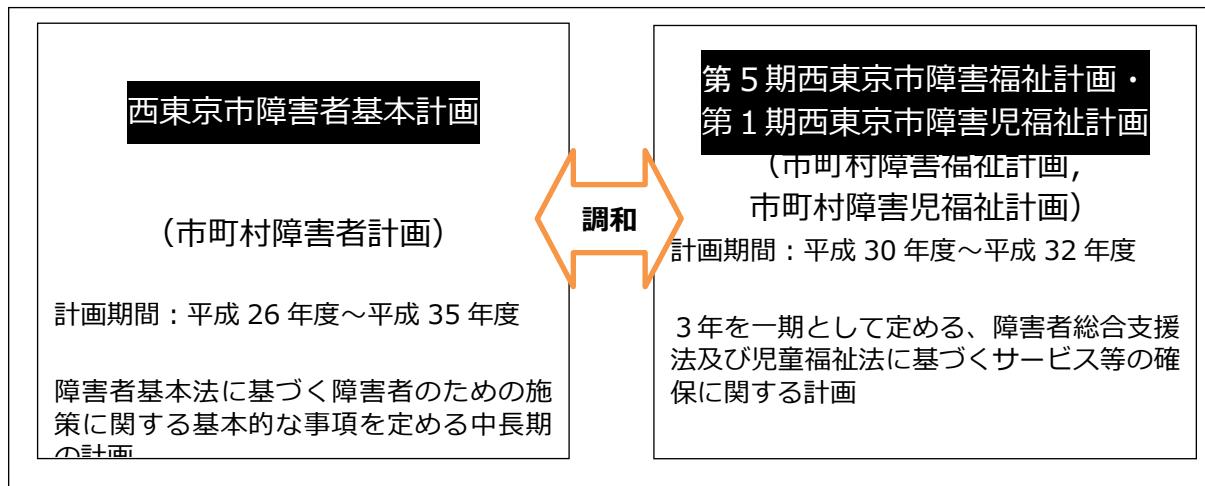
(3) 障害者基本法に基づく西東京市障害者基本計画との関係

本計画は、障害者総合支援法第 88 条に規定される西東京市の「障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画」であるとともに、児童福祉法第 33 条 20 項に規定される西東京市の「障害児通所支援、障害児相談支援の提供体制の確保に関する」と位置づけられます。

西東京市では、障害者基本法第 11 条に規定される市町村障害者計画として、平成 26 年度から平成 35 年度を計画期間とする「西東京市障害者基本計画」を定め、この計画に基づいて障害者施策を推進しているところです。

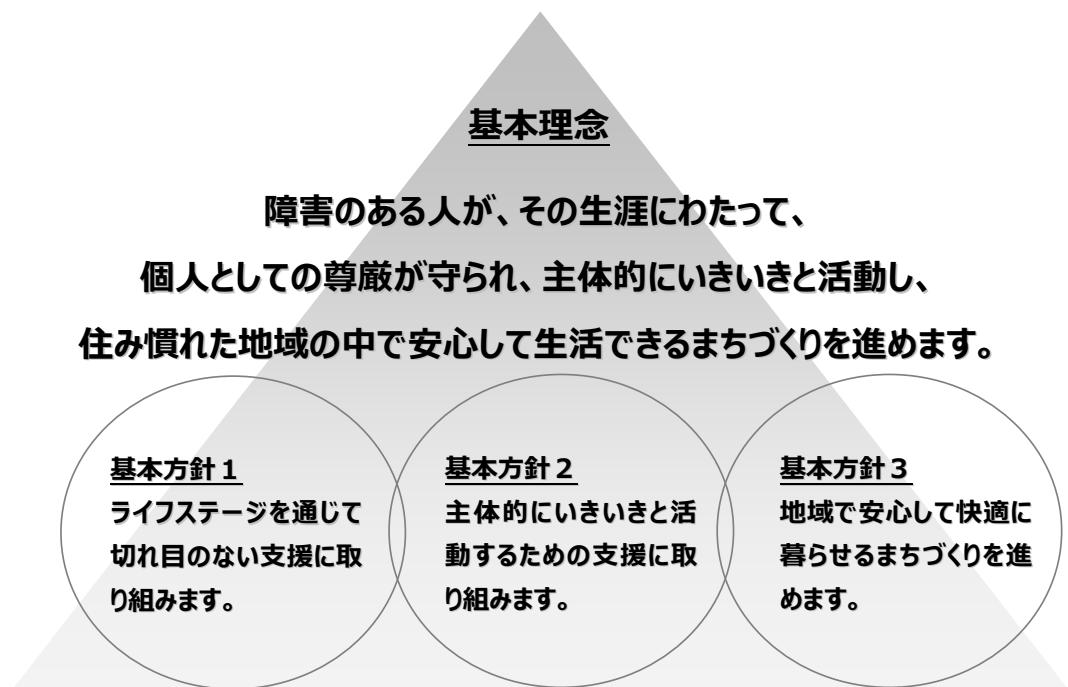
「西東京市障害者基本計画」と

「第 5 期西東京市障害福祉計画・第 1 期西東京市障害児福祉計画」の関係



両計画は相互に調和が保たれていることが求められることから、本計画の実施にあたっては、「西東京市障害者基本計画」と調和を保ちながら、進めています。

「西東京市障害者基本計画」の基本理念と3つの基本方針



2 計画の期間

本計画は、平成30年度から平成32年度までの3年間を計画期間とします。

平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 33年度	平成 34年度	平成 35年度
------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------

西東京市障害福祉計画

(第3期) H24~	(第4期)	(第5期)	(第6期)
→「障害児福祉計画」と一体的な計画			

西東京市障害者基本計画

(前期)	(後期)
------	------

△
中間年の見直し

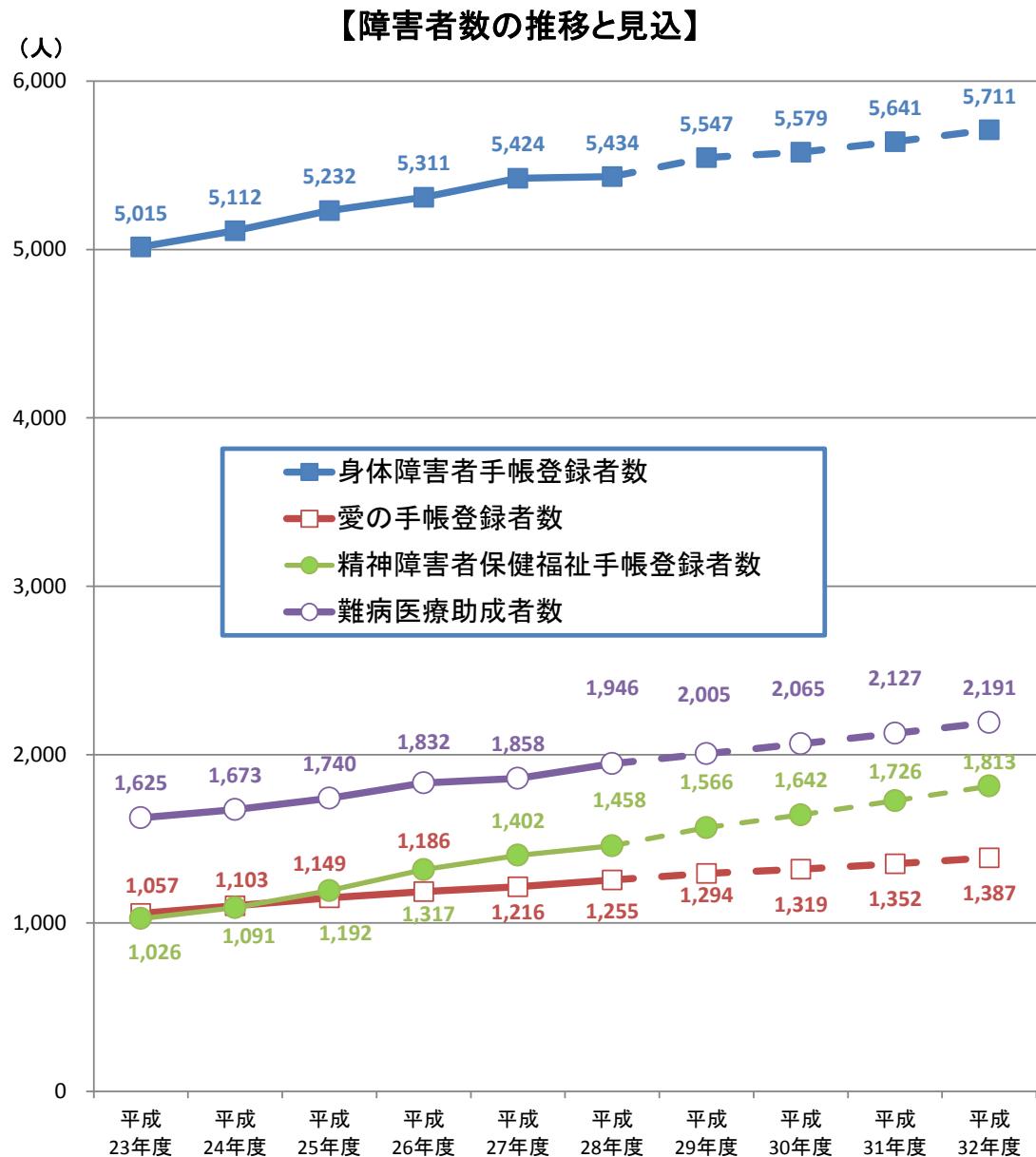
なお、平成26年度から平成35年度を計画期間とする「西東京市障害者基本計画」は、平成30年度に中間年の見直しを行います。

第2章 西東京市の障害者をめぐる現状

1 障害者数の推移等

平成 28 年度末（平成 29 年 3 月 31 日）時点の障害者数※は、身体障害者が 5,434 人、知的障害者が 1,255 人、精神障害者が 1,458 人、難病患者が 1,946 人となっています。

平成 23 年度以降、障害者数は一貫して増加傾向で推移しており、今後も増加傾向は続くと推測されます。



※難病者数は平成 23 年度から平成 27 年度までは難病者福祉手当（市制度）受給者数

(1) 身体障害者の状況

平成 28 年度末の身体障害者手帳登録者数は 5,434 人で、平成 24 年度からの 5 年間で 322 人増加しています。

障害の程度別にみると、1 級が 1,878 人 (34.6%)、2 級が 821 人 (15.1%) となっており、1・2 級を合わせた重度の障害者が約半数を占めています。

【身体障害者手帳登録者数（障害程度別）の推移】（各年度末時点）

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
合計	5,112 (100%)	5,232 (100%)	5,311 (100%)	5,424 (100%)	5,434 (100%)
1 級	1,734 (33.9%)	1,802 (34.4%)	1,844 (34.7%)	1,870 (34.5%)	1,878 (34.6%)
2 級	814 (15.9%)	806 (15.4%)	785 (14.8%)	802 (14.8%)	821 (15.1%)
3 級	780 (15.3%)	789 (15.1%)	798 (15.0%)	814 (15.0%)	808 (14.9%)
4 級	1,256 (24.6%)	1,306 (25.0%)	1,314 (24.7%)	1,337 (24.6%)	1,318 (24.3%)
5 級	297 (5.8%)	295 (5.6%)	331 (6.2%)	359 (6.6%)	371 (6.8%)
6 級	231 (4.5%)	234 (4.5%)	239 (4.5%)	242 (4.5%)	238 (4.4%)

【身体障害者手帳登録者数（障害種類別）の推移】（各年度末時点、重複障害者は主たる障害で計上）

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
合計	5,112	5,232	5,311	5,424	5,434
視覚障害	325	328	334	336	338
聴覚障害	431	455	472	479	475
言語障害	74	64	70	74	80
肢体不自由	2,621	2,657	2,666	2,716	2,718
内部障害	心臓	827	859	865	894
	じん臓	408	428	457	451
	呼吸器	95	94	91	90
	小腸	4	4	4	5
	ぼうこう・直腸	268	280	288	305
	免疫	53	55	57	60
	肝臓	6	8	7	8
	小計	1,661	1,728	1,769	1,819
					1,823

(2) 知的障害者の状況

平成 28 年度末の愛の手帳登録者数は 1,255 人で、平成 24 年度からの 5 年間で 152 人増加しています。

【愛の手帳登録者数の推移】(各年度末時点)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
合計	1,103 (100%)	1,149 (100%)	1,186 (100%)	1,216 (100%)	1,255 (100%)
1 度	33 (3.0%)	33 (2.9%)	36 (3.0%)	41 (3.4%)	43 (3.4%)
2 度	315 (28.6%)	321 (27.9%)	320 (27.0%)	321 (26.4%)	326 (26.0%)
3 度	284 (25.7%)	292 (25.4%)	290 (24.5%)	289 (23.8%)	299 (23.8%)
4 度	471 (42.7%)	503 (43.8%)	540 (45.5%)	565 (46.5%)	587 (46.8%)

(3) 精神障害者の状況

平成 28 年度の精神障害者保健福祉手帳所持者数は 1,458 人で、平成 24 年度に比べて 367 人増加しています。

【精神障害者保健福祉手帳登録者数の推移】(各年度末時点)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
合計	1,091 (100%)	1,192 (100%)	1,317 (100%)	1,402 (100%)	1,458 (100%)
1 度	87 (8.0%)	76 (6.4%)	83 (6.3%)	88 (6.3%)	86 (5.9%)
2 度	625 (57.3%)	658 (55.2%)	687 (52.2%)	727 (51.9%)	770 (52.8%)
3 度	379 (34.7%)	458 (38.4%)	547 (41.5%)	587 (41.9%)	602 (41.3%)

2 児童・生徒の状況

【市立小学校の特別支援学級の児童数】(平成 29 年 5 月 1 日現在)

	学級数	合計	第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	第5学年	第6学年
田無小学校 (知的)	5	34	2	5	5	10	7	5
中原小学校 (知的)	4	31	5	4	6	6	6	4
東小学校 (知的)	3	24	5	4	2	6	2	5
柳沢小学校 (知的)	3	18	5	3	1	6	2	1
田無小学校 (自閉症・情緒)	2	11	0	1	1	1	5	3
中原小学校 (自閉症・情緒)	3	16	0	1	2	2	4	7
東小学校 (自閉症・情緒)	1	4	0	0	2	1	0	1
柳沢小学校 (自閉症・情緒)	1	8	2	1	0	2	1	2

【市立小学校の特別支援教室の児童数】(平成 29 年 5 月 1 日現在)

区分	種別	合計	第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	第5学年	第6学年
田無小学校	L 教室	3	0	3	0	0	0	0
	S 教室	3	0	1	0	0	1	1
保谷小学校	L 教室	3	0	0	2	1	0	0
	S 教室	10	1	1	1	4	1	2
保谷第一小学校	L 教室	3	0	0	1	0	0	2
	S 教室	12	1	2	4	1	0	4
保谷第二小学校	L 教室	5	1	1	1	1	0	1
	S 教室	6	1	0	0	3	1	1
谷戸小学校	L 教室	6	0	1	2	2	1	0
	S 教室	5	1	1	2	1	0	0
東伏見小学校	L 教室	8	0	1	2	1	1	3
	S 教室	10	1	1	1	2	3	2
中原小学校	L 教室	4	1	0	1	2	0	0
	S 教室	2	0	0	0	0	2	0
向台小学校	L 教室	4	0	0	1	3	0	0
	S 教室	9	1	1	0	3	1	3
碧山小学校	L 教室	4	0	0	0	1	3	0
	S 教室	4	0	0	1	0	1	2
芝久保小学校	L 教室	5	1	0	3	0	0	1
	S 教室	1	0	0	0	0	0	1
栄小学校	L 教室	6	0	5	0	1	0	0
	S 教室	4	1	1	0	0	0	2
谷戸第二小学校	L 教室	1	0	1	0	0	0	0
	S 教室	10	1	1	1	2	1	4
東小学校	L 教室	1	0	0	0	0	1	0
	S 教室	4	1	1	1	0	0	1
柳沢小学校	L 教室	1	0	0	1	0	0	0
	S 教室	4	0	0	2	1	0	1
上向台小学校	L 教室	3	0	0	1	0	0	2
	S 教室	4	1	1	0	0	2	0

区分	種別	合計	第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	第5学年	第6学年
本町小学校	L 教室	4	0	0	1	1	2	0
	S 教室	3	0	0	1	0	0	2
住吉小学校	L 教室	2	0	2	0	0	0	0
	S 教室	4	1	1	0	0	1	1
けやき小学校	L 教室	2	0	2	0	0	0	0
	S 教室	6	1	0	2	1	1	1

【市立中学校の特別支援学級の児童数】(平成 29 年 5 月 1 日現在)

	学級数	合計	第1学年	第2学年	第3学年
田無第一中学校 (知的)	2	15	4	4	7
保谷中学校 (知的)	4	27	14	8	5
青嵐中学校 (知的)	3	19	7	6	6
田無第一中学校 (自閉症・情緒)	1	5	0	3	2
保谷中学校 (自閉症・情緒)	1	5	1	2	2
青嵐中学校 (自閉症・情緒)	2	9	0	4	5

【市立中学校の通級指導学級の児童数】(平成 29 年 5 月 1 日現在)

	学級数	合計	第1学年	第2学年	第3学年
田無第二中学校 (情緒)	3	28	7	15	6

【市内・近隣自治体の特別支援学校等の児童・生徒数】(平成 29 年 5 月 1 日現在)

	合計	第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	第5学年	第6学年
小学生	64	8	8	12	8	9	19
中学生	47	16	17	14			
高校生	68	22	21	25			

※障害福祉課調べ

3 市内の障害福祉関連施設等の状況

西東京市内の障害福祉関連施設等の整備状況は以下のとおりです。

西東京市では、サービス事業者の誘致等に取り組んできたことで、放課後等デイサービスなどの事業所数が増加しつつあるほか、グループホームについても拡充が進んでいます。一方で、近隣他市と比較し、日中活動系サービス事業所の数が少なく、不足している状況にあることが課題となっています。

【日中活動系サービス事業所】

生活介護	たんぽぽ どろんこ作業所（どろんこ作業所、どろんこ作業所手づくり山） P.F.P.Cはたらきば	ラシーネ西東京 さくらの園 西東京市生活介護事業所くろーばー
就労移行支援	さくらの園	
就労継続支援（B型）	ほうや福祉作業所 ワークステーション・ウーノ（おかし工房マーブル、手作り工房めえ、 石窯パン工房ウーノ） ラシーネ西東京 富士町作業所	コミュニティルーム友訪 パッソ西東京 サンワーク田無 たなし工房 さくらの園
自立訓練（生活訓練）	YLひばりが丘カレッジ	

【居住系サービス事業所】

共同生活援助 (グループホーム)	グループホーム住まいる（住吉ユニット、保谷ユニット、谷戸ユニット、北原ユニット、滞在型西原ユニット、滞在型富士ユニット、滞在型東伏見ユニット） ピッピ 自立生活企画生活寮 ミモザハウス グループホームマリーナ（緑町マリーナ、下保谷マリーナ） 田無寮（第一田無寮、第二田無寮、第三田無寮、第四田無寮、第五田無寮、第六田無寮、第七田無寮） アットホームウーノ（グループホームららら、グループホームわっはっは） グループホームサンワーク グループホームにこつ グループホームわんど（グループホームわんど、グループホームわんどⅡ） グループホームもやい（もやい、もやい向台、もやい北町、もやい向台Ⅱ、もやい泉町） ケアホーム西東京（ケアホーム西東京Aユニット、ケアホーム西東京Bユニット、ケアホーム西東京Cユニット） 天神山グループホーム（こあらハイツ） YLひばりが丘事業所（第一ひばり寮、第二ひばり寮） 芝久保どろっぷす
施設入所支援	たんぽぽ

【障害児通所サービス事業所等】

児童発達支援事業	西東京市こどもの発達センターひいらぎ 児童発達支援事業みらい
放課後等デイサービス	ととろクラブ ととろキッズ くまさん保谷教室 療育型児童デイサービスさざんか第1 療育型児童デイサービスさざんか第5 りぼん りぼんU たまみずきひばり シュプロスひばりヶ丘教室 シュプロスひばりヶ丘教室Ⅱ くろーばーきっず ジョブチャレンジひばり S T E P 西東京 S T E P 保谷 らぶあ田無 Pur aile ひばりが丘 ウイング西東京

4 アンケート調査結果概要

(1) 調査概要

① 調査目的

計画策定の基礎資料とするため、平成 29 年 7 月時点で、西東京市から障害者総合支援法に基づくサービスの支給を受けている障害児・者を対象に、福祉サービスの利用状況等を把握するアンケート調査を実施しました。

② 調査対象

身体障害者調査	市内在住の身体障害者手帳所持者／無作為抽出
知的障害者調査	市内在住の愛の手帳（療育手帳）所持者／無作為抽出
精神障害者調査	市内在住の精神障害者保健福祉手帳所持者／無作為抽出
児童調査	市内在住の難病医療費等助成対象者／無作為抽出
施設入所者調査	西東京市に住所登録があり市内外の障害者施設入所者／無作為抽出
児童調査	市内在住の障害手帳所持児童・難病医療費等助成対象児童／無作為抽出
特別支援教室 ・通級指導学級調査	市内の特別支援教室・通級指導学級に通う児童・生徒／学校配布
相談支援機関利用者調査	市内相談支援機関利用者／窓口配布

※いずれの対象者とも平成 29 年 7 月時点での抽出・配布

③ 調査時期

平成 29 年 7 月～9 月

④ 調査方法

郵送配付・郵送回収

※特別支援教室・通級指導学級に通う児童・生徒には学校を通じて配布し、郵送回収。相談支援機関利用者には、相談機関に来所した際、調査協力に賛同した者のみに配布し、郵送回収。

⑤ 回収状況

調査種類	発送数	有効回収票数	有効回収率
身体障害者調査	910	456	50.1%
知的障害者調査	215	96	44.7%
精神障害者調査	240	86	35.8%
難病患者調査	220	104	47.3%
施設入所者調査	85	53	62.4%
児童調査	330	149	45.2%
特別支援教室・通級指導学級調査	100	46	46.0%
相談支援機関利用者調査	100	52	52.0%
合 計	2,200	1,042	47.4%

(2) 調査結果の概要

① 主な介助・援助者

主な介助・援助者は、身体障害者、難病患者では「配偶者」、知的障害者、精神障害者では「母親」が多くなっています。児童では、「母親」が多くを占めています。

【主な介助・援助者】(身体障害者・知的障害者・精神障害者)

調査種類 n=	配偶者 (夫、妻)	子ども、子どもの配偶者	父親	母親	祖父	祖母	兄弟、姉妹	その他の親せき	近所の人、友人・知人	在宅サービス事業者	ホームヘルパー等の	その他	無回答
身体障害者	181	34.3	24.9	3.3	6.1	0.0	0.0	2.2	2.2	0.6	15.5	8.3	2.8
知的障害者	63	3.2	0.0	23.8	54.0	0.0	0.0	6.3	1.6	0.0	1.6	9.5	0.0
精神障害者	46	26.1	4.3	2.2	41.3	0.0	0.0	6.5	0.0	0.0	6.5	10.9	2.2
難病患者	30	50.0	26.7	0.0	3.3	0.0	0.0	3.3	0.0	0.0	13.3	3.3	0.0

【主な介助・援助者】(児童)

調査種類 n=	父親	母親	祖父	祖母	兄弟、姉妹	その他親せき	近所の人、友人・知人	ホームヘルパー等の在宅サービス事業者	その他	無回答
児童	99	6.1	92.9	0.0	0.0	0.0	1.0	0.0	0.0	0.0

② 外出時の状況（外出の際の支援の必要性）

外出の際、一人で外出できる人は身体障害者で 58.8%、知的障害者で 39.6%、精神障害者で 53.5%、難病患者で 69.2%となっています。

【外出の際の支援の必要性】

調査種類 n=	ひとりで外出できる	いつも支援が必要	援が必要	慣れた場所にはひとりで行けるが、それ以外は支	が、調子が悪い場合は支	その他	無回答
身体障害者	456	58.8	20.2	11.4	5.3	2.0	2.4
知的障害者	96	39.6	21.9	36.5	0.0	1.0	1.0
精神障害者	86	53.5	4.7	22.1	11.6	3.5	4.7
難病患者	104	69.2	14.4	4.8	7.7	2.9	1.0

③ 就労等の状況

収入を伴う仕事をしている人の割合は、身体障害者で 21.3%、知的障害者で 75.0%、精神障害者で 31.4%となっています。

【就労等の状況】

調査種類 n=	収入を伴う仕事を している	収入を伴う仕事は していない	無回答
身体障害者 456	21.3	75.7	3.1
知的障害者 96	75.0	25.0	0.0
精神障害者 86	31.4	66.3	2.3
難病患者 104	30.8	67.3	1.9
施設入所者 53	13.2	83.0	3.8
相談支援機関利用者 42	57.1	35.7	7.1

④ 障害福祉サービスの利用状況

障害福祉サービスの利用者数、利用割合は以下のとおりです。

【障害福祉サービスの利用状況】

	身体障害者 (全 数:456)		知的障害者 (全数:96)		精神障害者 (全数:86)		難病患者 (全 数:104)		児童 (全 数:149)	
	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%
訪問系サービス	50	11.0	3	3.1	3	3.5	7	6.7	16	10.7
生活介護	27	5.9	7	7.3	0	0.0	1	1.0		—
自立訓練 (機能訓練、生活訓練)	27	5.9	3	3.1	1	1.2	2	1.9		—
就労移行支援	1	0.2	4	4.2	6	7.0	0	0.0		—
就労継続支援 (A型・B型)	4	0.9	24	25.0	8	9.3	0	0.0		—
療養介護	2	0.4	1	1.0		—	3	2.9		—
短期入所 (ショートステイ)	20	4.4	12	12.5	1	1.2	2	1.9	8	5.4
共同生活援助 (グループホーム)	2	0.4	10	10.4	5	5.8	0	0.0		—
施設入所支援	3	0.7		—	1	1.2	0	0.0		—
相談支援	22	4.8	10	10.4	4	4.7	4	3.8	13	8.7
児童発達支援		—		—		—		—	66	44.3
放課後等デイサービス		—		—		—		—	53	35.6
保育所等訪問支援		—		—		—		—	7	4.7
上記のようなサービスは 利用したことがない	271	59.4	41	42.7	54	62.8	76	73.1	31	20.8
無回答	85	18.6	7	7.3	8	9.3	12	11.5	3	2.0

サービス未利用者の今後の利用意向についてみると、相談支援に対しては障害種別に関わらずニーズが高くなっています。知的障害者では、共同生活援助、児童では放課後等デイサービス、短期入所の利用意向が高くなっています。

【サービス未利用者の今後の利用意向：「利用したい」と回答した割合】

	身体障害者		知的障害者		精神障害者		児童	
	全数	上段：人 数 下段： %	全数	上段：人 数 下段： %	全数	上段：人 数 下段： %	全数	上段：人 数 下段： %
訪問系サービス	406	47 11.6	93	5 5.4	83	9 10.8	133	13 9.8
生活介護	429	35 8.2	89	9 10.1	86	8 9.3		—
自立訓練 (機能訓練、生活訓練)	429	37 8.6	93	10 10.8	85	6 7.1		—
就労移行支援	455	12 2.6	92	10 10.9	80	8 10.0		—
就労継続支援 (A型・B型)	452	6 1.3	72	10 13.9	78	11 14.1		—
療養介護	454	23 5.1	95	3 3.2		—		—
短期入所 (ショートステイ)	436	34 7.8	84	13 15.5	85	11 12.9	141	32 22.7
共同生活援助 (グループホーム)	454	18 4.0	86	20 23.3	81	6 7.4		—
施設入所支援	453	33 7.3	95	6 6.3	85	5 5.9		—
相談支援	434	72 16.6	86	23 26.7	82	26 31.7	136	42 30.9
児童発達支援		—		—		—	83	17 20.5
放課後等デイサービス		—		—		—	96	38 39.6
保育所等訪問支援		—		—		—	142	7 4.9

※「全数」とは当該サービスを「利用していない」とした人数（サービス利用の有無について無回答を除く。）

※「人数」とは「全数」のうち、「利用したい」とした回答者数であり、「%」は「全数」に対する割合です。

5 ヒアリング調査結果概要

平成 29 年 8 月から 9 月にかけ、特別支援学校・サービス事業所等を利用している保護者及び市内の障害福祉サービス事業者等に対してヒアリング調査を実施しました。ヒアリング実施に際しては、対象者に対して事前に質問シートを送付し、事業内容、利用者数、今後の事業展開、活動の際に困っていること、行政に望むこと等を確認しました。

以下に、ヒアリングおよび質問シートで挙げられた主な意見・要望をまとめています。

(1) 障害福祉サービス事業所

① サービスの質の維持や向上のための取り組み

- サービスやプログラムの充実
 - ・ 近隣企業と連携し、職場実習の体験を依頼したり、すでに就職した人の働いている状況を見学したり、「ステップアップ雇用」などの取り組みを行っている。
 - ・ 利用者のスキルアップのため、作業プログラムの充実・増加を図っている。
- 職員のスキルアップ（内部研修の実施、外部研修への参加等）、新規採用
 - ・ 事業所内での研修やケース共有、外部研修への参加、近隣企業との連携、企業等を対象とした就労支援セミナーの開催、医療機関や近隣福祉施設への出張就労講座を行っている。
 - ・ なるべく多くの研修に参加し、職員のスキルアップを図っている。
- 職員間の情報共有、コミュニケーション促進等
 - ・ 「チーム担当制」とし、利用者 1 名に対し、少なくとも 2 名のスタッフで対応している。ミーティングによる情報共有や、事業所内で相談できる体制づくり、一人で抱え込まない体制、職場の雰囲気づくりを心掛けている。

② 事業継続における要望等

- 他法人、他事業所との連携促進
 - ・ 他法人や事業所との関わりがなく、地域全体に目を配りながらの事業展開ができるない。行政がイニシアチブをとり、連絡会等を開催していただくと、連携がとりやすくなる。
- 障害への理解促進
 - ・ 障害者への理解促進に係る取り組みは、事業者独自でやるよりも、市に手伝っていただけると助かる。
- 各種情報提供
 - ・ 法改正や制度改正等の情報を隨時、提供いただけるとありがたい。
- 困難ケースに対する対応等

- ・ 困難ケースについては、相談対応に加え、ともに現場に入っていただけの体制が望ましい。

③ 西東京市において不足しているサービス

- グループホーム
 - ・ 保護者が亡くなった後の生活の場として、グループホームが不足している。
 - ・ 重度身体障害者のグループホームの誘致。
- 日中一時支援、ショートステイサービス
 - ・ 保護者が疲れている時や悩んでいる時、就労を希望する場合等、ショートステイサービスのニーズが強いが、市内に不足している。
 - ・ 幼児のショートステイの受け入れ先や、一時保育等が不足している。
 - ・ 短期入所先も今後、拡充が必要だと思われる。利用者の高齢化に伴い、保護者も高齢化しているおり、短期入所の利用者が増えている。
- 日中活動先
 - ・ 保谷方面には、精神障害者のための施設（作業所などの日中活動先）が不足している。
- 就労に向けた訓練が受けられる事業所
 - ・ 就労移行支援事業所として、市内に選択肢がより増えることが望ましい。
- 生活介護
 - ・ 放課後等デイサービス利用者の保護者から、学校を卒業後に利用できる施設があるか心配する声を聞くことがあり、生活介護のニーズは強いと考えられる。
- 放課後等デイサービス
 - ・ 保護者より、放課後等デイサービスを利用したいが、空きがすぐ埋まってしまうと聞く。
- 移動支援
 - ・ 知的障害者において、外出時や通所の際の移動支援のニーズが強い。
- 余暇支援
 - ・ 余暇支援に係る取り組みを今後、さらに拡大すべきだと考える。
 - ・ 社会人となった障害者が、仕事帰りや休日に気軽に立ち寄り、お茶を飲んだり、普段触れる機会の少ない方々とおしゃべりできる場ができるとよい。

④ 今後、新たに創設されるサービスへの参入意向

- 自立生活援助
 - ・ 新たに創設されるサービスの中では、「自立生活援助」について検討する可能性がある。
 - ・ 「自立生活援助」への参入を検討中。既にサービス内容に該当する取組を一部行っており、法人内で参入について議論している。（地域活動支援センターブルーム：相談支援）

- 就労定着支援
 - ・ 就労定着支援への参入に関心がある。
- 訪問型児童発達支援
 - ・ 訪問型児童発達支援には参入の可能性がある。但し、単独事業としてのニーズを見極める必要がある。
 - ・ 重度の障害があり、通学が難しい児童のために、訪問型児童発達支援は検討の余地がある。

(2) 障害者団体・障害者支援団体

① 日常生活や社会生活において不便を感じること

- ・ 兄弟が別々の学校に通っている（別々の特別支援学級や特別支援学校の判定を受けた）場合、移動支援やファミリーサポートを利用する場合もあるが、公立学校への通学であるのに高額で負担が大きい。
- ・ 交通量の多い通りだが、歩道がなく歩きにくい地域がある。
- ・ 災害時の対応に関する情報が少なく、不安である。
- ・ 病院の待ち時間に騒いでしまい、迷惑をかけてしまう。障害者の枠を作ることや、「障害者OK」の表示があるとよい。
- ・ ヘルプマークの認知度は上がっているが、ヘルプマークをつけている人に、どのような対応をしたらよいか、等の周知も必要。

② 市民や地域に期待すること

- 障害福祉サービスの拡充、充実
 - ・ グループホームの数を増やし、将来入所できるようにしてほしい
 - ・ 放課後等デイサービスは入所待ちが多く、質の高い事業所の開設が望まれている。
 - ・ 障害児の場合、移動支援の利用ニーズは登下校時に集中するため、利用できないことがある。また、児童の移動支援サービスに対応ができない事業所があるので、そうした情報がオープンになるとよい。
- 市民の障害者への理解促進に関すること
 - ・ 障害のある人と触れ合う場をつくること。学校の授業で、障害者理解につながる体験プログラムの導入等。
 - ・ 聴覚障害者の活動への理解。
 - ・ 健常児と障害児が関わることのできる、開かれた場所があるとよい。放課後等デイサービスが充実し、障害児の居場所が増えているが、地域との関わりが薄くなりつつある。

③ 行政等に期待すること

- 障害福祉課と他の福祉関係部署の連携
 - ・ 障害受容ができていない保護者への情報提供等では、障害福祉課以外の部署（健康課、保育課等）の協力も不可欠であり、連携を強化してほしい。
- 窓口や各種書類による手続き等の簡素化、利便性向上
 - ・ 就学にあたり、様々な手続きが必要になるが、手続きで困った時の相談先がわからない。相談先等の情報が周知されるとよい。
 - ・ 手話通訳者の配置回数増加、福祉関係施設の窓口への、手話で意思疎通が可能な職員の配置。
 - ・ 知識がない状態では、サービス選択・利用の際に、サービスの特徴や適したサービスがわからない。知識がない人に対しても適切なナビゲーションをしてほしい。
- 障害福祉サービスの充実や利便性向上等
 - ・ 学校への通学、移動支援に関し、使いやすいように条件等を見直してほしい。
 - ・ 放課後等デイサービスの運営状況、実態の把握に努めてほしい。

第3章 計画の基本的な考え方

1 3年間の重点推進項目

アンケート調査・ヒアリング調査の結果や「西東京市地域自立支援協議会計画策定部会」における検討結果、さらに西東京市障害者基本計画で設定された「10年間の重点推進項目」を踏まえて、次の5つの項目を3年間の重点推進項目として設定しました。

第1期障害児福祉計画の重点項目

重点推進項目1 障害のある子どもへの支援の充実

～早期発見・早期療育体制さらなる充実を図ります～

重点推進項目2 地域で安心して暮らせるまちづくりの推進

～地域で安心して暮らしていくための生活環境を整備します～

重点推進項目3 相談支援体制の充実

～相談支援と情報提供を行う体制の整備を進めます～

重点推進項目4 障害のある人の社会参加の推進

～障害のある人の日中活動や就労に対する支援を充実します～

重点推進項目5 障害者の高齢化への対応

～必要なサービスが適切に利用できるしくみづくりを進めます～

第5期障害者福祉計画の重点項目

(1) 障害のある子どもへの支援の充実

～早期発見・早期療育体制のさらなる充実を図ります～

【現状】

乳幼児健康診査を有効に生かしつつ、その後の療育に結びつけていく体制を整備したり「子どもの発達センター・ひいらぎ」にて、年間 230 件にのぼる新規相談を受ける中で、障害の早期発見・早期療育に取り組んでいます。

また、市内の幼稚園、保育施設等では、発達障害が疑われる子どもの保護者に対し、ていねいな対応により障害等への理解を促し、「子どもの発達センター・ひいらぎ」等の相談、療育機関への紹介や連携に努めています。

放課後等の活動場所としては、放課後等デイサービスの提供体制の充実を進めた結果、現在までに 17 事業所が開設され、周辺市と比べても、多くの事業所が事業を展開しています。

一方で、医療的ケアが必要な障害児について、その在宅生活においては、必要な福祉サービスが受けにくかったり、医療、福祉、教育等の関係機関との連携が決して十分ではないこと等から家庭に大きな負担がかかっている実状もあり、ヒアリング調査の結果ではそうした児童が今後増えていくとの声もありました。

また、児童のアンケート調査結果では、「発達障害と診断されたことがある」が 40.3%、相談支援機関利用者のアンケート調査結果では同 48.1%です。発達障害の児童が市に求めることとしては、「障害のある子どもたちの可能性を最大限に伸ばすような教育を進めること」(93.3%)、「家族などの介護者の休息や負担軽減を支援すること」(75.0%)、「障害のある人の働く場の確保や就労の定着を図ること」(73.3%) などが高くなっています。

【今後の方向性】

◆ 児童発達支援等の療育の充実

障害を早期に発見し、早い段階で療育を受けることは、障害の軽減や社会適応能力の向上に有効であるとされています。これまで、「子どもの発達センター・ひいらぎ」、「児童発達支援事業みらい」にて対応してきました。

国の基本指針では、児童発達支援センターを平成 32 年度末までに設置することが求められています。公的機関である「子どもの発達センター・ひいらぎ」の事業の見直しを進める中で、センター化に向けての課題の整理等、療育を含めた地域での体制づくりを進めます。

◆ 医療的ケア児への支援の充実

NICU等に長期間入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な障害児（医療的ケア児）の数は増加傾向にあります。一方で、医療的ケア児を受け入れることが可能な日中活動の場や、短期入所事業所の数は少ないため、保護者等の介護負担も大きいことや、緊急時に預ける場所の確保等が課題となっています。

新たにサービスが創設される、「訪問型児童発達支援」に参入する民間事業者の確保に取り組み、医療的ケア児の療育及び日中活動の場の確保を図ります。

◆ 発達障害への対応の強化

発達障害の傾向がみられる児童については、一部の保護者は障害の受容ができておらず、相談機関の利用に消極的になってしまう状況も見受けられます。また、発達障害児に対する、幼稚園、保育施設、小学校、中学校における切れ目のない支援体制の構築も求められています。

未就学児童への支援に関しては、就学以降の相談先となる相談機関の確保を進めていくほか、保護者が悩みを抱え込んでしまわないように、東京都発達障害者支援センター（TOSCA）と連携し、ペアレントメンターの活動や、ペアレントトレーニング等を充実させることで、保護者を支援していきます。

◆ 放課後等デイサービスの質の向上

西東京市では、これまで放課後等デイサービスを提供する事業所の誘致に取り組んできたこともあり、事業所数は年々増加し、近隣他市と比較しても十分な事業所数が確保されている状況にあります。

今後は、各事業所において適正なサービス水準を確保するために、事業所の運営状況の把握や、事業所間の連携の推進のため、事業所間の連絡会の設置を検討する等、サービスの質的な向上を図ります。

◆ 障害児を支える家族への支援の充実

障害のある子どもの支援においては、介護する家族等への支援体制の充実も重要であり、子育てへの支援だけでなく、障害に対する受容への支援も必要だと考えられます。

自宅へ看護師を派遣するレスパイト事業等、家族の負担を軽減させる施策を検討とともに、民間事業所における、医療的ケア児の受け入れ促進等に向けて、看護師等の適正配置に向けた支援を進めています。

また、家族や保護者が不安を抱え込んでしまわないように、利用できる相談機関や事業所といった情報の提供に努めます。

(2) 地域で安心して暮らせるまちづくりの推進

～地域で安心して暮らしていくための生活環境を整備します～

【現状】

障害のある方が住み慣れた地域で暮らしていくためには、まず住まいの確保は最重要であり、居住系サービスの一つであるグループホームは、事業所の協力により開設が進んできました。現在、市内では37ユニットが運営されています。

しかし、アンケート調査・ヒアリング調査の結果では、住まいの確保・整備についての必要性の声は多く、国も福祉施設入所者の地域生活への移行を基本方針としていること、親亡き後を見据えた居住の場の整備などの点から、今後も引き続きグループホームの設置を進めしていく必要があります。

また、障害のある人が地域で生活するためには、「社会的な障壁」を取り除いていくことが必要であり、そのためには障害や障害のある人に対する理解の推進が重要となります。アンケート調査の結果では、いずれの調査種別においても本市に住み続けたいと考えている人が8割程度と多く、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、市民の理解のさらなる促進が大切です。

啓発等を進め、障害に対する意識が寛容になることにより、保護者が相談しやすくなるなど、障害の早期発見や早期支援につながることも期待されます。

【今後の方向性】

◆ グループホーム等の地域で生活するための各種サービスの充実

グループホームを運営する民間事業者の誘致に向け、事業者への情報提供を引き続き実施していきます。また、市内におけるグループホームの更なる整備のために、市有地の活用による整備を検討していくほか、都有地を活用した整備の働きかけをすすめるとともに、事業者と一体となって、地域住民への理解啓発など、事業者がグループホームを設置しやすい環境を整えていきます。

◆ 障害や障害のある人への理解推進

障害のある人もない人も、誰もが安全安心に暮らしていけるように、日常生活や様々な機会を通じて、障害や障害のある人への理解、啓発に力を入れていきます。理解や啓発におい

ては、幼少期における体験も重要であることから、障害のある子どもと障害のない子どもの交流の活発化を目指します。

これまでに実施してきた、市独自の普及啓発の取り組みである障害者センター養成講座や、市民まつり、障害者週間イベント等における啓発活動、公立学校在籍生徒へのヘルプマーク周知等を引き続き実施していきます。特に、障害者センター養成講座は、知的障害者と精神障害者で1割強、身体障害者で1割弱の認知度と、一層の周知が求められているところであり、参加者の増加とともに認知度の向上を図ります。

また、学校や保育施設、幼稚園等と連携した取り組みや、ボランティア体験等の取り組みの推進により、児童や生徒、その保護者等が障害について考え、地域の中で障害者と接する機会をつくることで、障害への理解を深めることを促します。このほか、障害福祉サービス事業者や障害者支援団体等によるイベント告知等に積極的に協力し、市民が障害者の活躍に触れる機会を創出することで、理解促進を促します。

これらの取り組み等により、地域全体で障害者に対する理解を深め、支援や見守りが必要な障害者を地域全体で支えていくための地域力の向上を目指します。

※学校教育における理解促進について、教育委員会と調整後、記述します。

(3) 相談支援体制の充実

～相談支援と情報提供を行う体制の整備を進めます～

【現状】

西東京市では、障害福祉課（基幹相談支援センター）の窓口や、「相談支援センター・えぽつく」を軸として、地域活動支援センターである「保谷障害者福祉センター」及び「地域活動支援センター・ハーモニー」、平成28年10月開設の「地域活動支援センター・ブルーム」などにおいて相談支援を実施してきました。地域活動センターでは、いずれも一般相談のほか、計画相談も実施しています。

サービス等利用計画、障害児支援利用計画は、相談支援事業所が心身の状況や置かれている環境、ニーズを把握し、本人の意向に合わせた支援方針や解決すべき課題を踏まえた、適切なサービスを組み合わせた個別支援計画で、障害福祉サービスの支給決定を行う根拠として、計画案の策定が必要となっています。計画相談の進捗率は、障害者、障害児ともほぼ100%となっており、計画策定は進んでいる一方で、児童のうち約8割が、児童の家族や支援者が作成するセルフプランとなっています。

また、福祉サービス等の支援に関する情報の提供については、市報や市のウェブサイト、障害者福祉に関する各種施策を総合的にまとめている「障害者のしおり」等により実施しています。

アンケート調査の結果では、いずれの対象においても「障害者サービスや福祉に関する状況提供の充実」や「相談体制の充実」の要望は低くはなく、特に相談支援機関利用者ではその期待が高くなっています。また、ヒアリング調査の結果では、他の事業所との連携に関し、場合によっては困難事例の押し付け合いになってしまうことがあるという意見もあげられています。

【今後の方向性】

◆ 計画相談支援・障害児相談支援の利用促進

障害児支援利用計画を策定する相談支援事業所や相談支援専門員が充足できていない状況にあります。これに対し、西東京市では、障害児通所支援事業を実施する事業所等への併設による相談支援事業実施の働きかけ等を行い、相談支援事業所の確保に努めました。

今後も引き続き、既存の事業所への働きかけ等を行うことと並行して、新規事業所の参入を促す情報提供等を行います。

◆ ワンストップ型の相談窓口機能の充実

市民や事業所の視点から、望ましい相談窓口機能のあり方として、適切な相談窓口がわからない時の案内や制度説明等を担う、ワンストップ型の相談窓口機能の充実が望ましいとする意見が、従前より指摘されています。

西東京市では、「基幹相談支援センター」（障害福祉課）とともに、「相談支援センター・えぼっく」をワンストップ型の相談窓口として位置づけてきました。この中で、「基幹相談支援センター」は、総合相談窓口としての機能に加え、困難事例への対応（専門相談）機能も担っています。「えぼっく」は、今後、総合相談窓口機能の充実を図っていくことが考えられます。

「基幹相談支援センター」、「えぼっく」の更なる周知、認知度の向上に取り組むとともに、相談の内容に応じて、適切な機関へと誘導する、案内機能の充実を進めます。

◆ 大人の発達障害への対応

発達障害への認知が進み、発達障害のあることを大人になってから知る人も見受けられます。しかしながら、発達障害を持つ人や、発達障害の傾向がみられる人を受け入れ、支えていくことについてはまだ十分な理解や認識が広まっておらず、学校や職場等、日常生活において生きづらさを感じつつ過ごしている人もいることが現状です。

成人の発達障害者（大人の発達障害）への対応として、相談支援体制の更なる充実、就労意欲の促進に向けた取り組みを実施するとともに、コミュニケーション等で困難を抱えるものの、能力的、体力的にはハンディがない、成人の発達障害者の能力に合った就労訓練ができる施設の確保を検討します。

また、障害や障害のある人への理解推進の一環として、大人の発達障害に対する認識や理解を広めていきます。

◆ 情報提供の仕方、情報提供ツール等の工夫

「どのような支援があるのか」「利用するにはどのようにしたらよいか」といった、障害者に対する支援の情報提供として、西東京市のウェブサイトや市報への情報掲載・公開や、「障害者のしおり」の作成・配布、サービス事業所や学校等、所属している団体等を通じた情報提供を行っています。

障害者にとって、必要な情報が行き渡るようにしていくため、各種情報提供ツール等をより見やすく、わかりやすいものに改善していくとともに、情報提供の仕方についても工夫していきます。

(4) 障害のある人の社会参加の推進

～障害のある人の日中活動や就労に対する支援を充実します～

【現状】

知的障害のある人を対象とする、「地域活動支援センター・ブルーム」を平成28年10月に新たに開設し、身体障害を主な対象とする「保谷障害者福祉センター」、精神障害者を主な対象とする「地域活動支援センター・ハーモニー」とあわせ、日中活動をサポートする場が充実してきました。

就労の支援については、「障害者就労支援センター・一步」において地域開拓促進コーディネーターを配置し、雇用拡大を目的に企業への働きかけを行っているほか、ハローワークや障害者職業センターの協力で就労支援セミナーを開催し、障害者雇用に関心を持つ企業間の情報共有、意見交換等を通して、新たな雇用の創出、安定した継続雇用に向けた取り組みをしているほか、試行的な取り組みとして、知的障害者を市の臨時職員として雇用し、継続雇用や就労支援に向けた課題の検証を行っています。

就労系サービス事業所に関しては、就労移行支援を1事業所、就労継続支援B型を12事業所が実施しているほか、複数の事業所の開設準備が進んでいるなど、第4期計画期間中に事業所の開設が進みましたが、本市にはまだ就労継続支援A型事業所がないことに加え、他市と比較して就労支援等の日中活動系サービス事業所が少ないので現状です。

この課題を解決すべく、西東京市では平成29年2月に泉小学校跡地活用方針を決定し、跡地の一部を民間事業者に貸付け、障害者福祉施設を整備することとしています。

アンケート調査・ヒアリング調査では、日中の過ごし方として、施設での訓練や創作活動、就労を希望する声が多く寄せられており、また、就労に関しては業務量の確保や工賃アップが課題となっています。

【今後の方向性】

◆ 一般就労後の定着への支援

一般就労した障害者に対し、本人または企業からの相談等のためジョブコーチが職場に訪問するなど定着支援を行っていますが、登録者が年々増加していることから、新規開拓と定着支援にかけるバランスの確保が課題となっています。

平成 30 年度より、新たなサービスとして「就労定着支援」が創設されるため、サービスを展開する事業者を誘致・確保したうえで、事業者と連携して、発達障害のある人が長く安定して働くための定期的なフォローアップ等に取り組みます。

◆ 多様な働き方、勤務形態等の推進

能力的に、一般就労が可能な障害者であっても、勤務形態や求人条件等が就労の壁となってしまう場合があります。また、障害者に対する求人の多くが非正規雇用や、期間に限りのある雇用条件となっています。

障害者雇用に取り組む意欲のある民間企業と連携し、能力を考慮した、多様な働き方、多様な勤務形態の雇用の確保に取り組みます。

◆ 市の取組による障害者雇用の広まりの推進

市では平成 27 年度より、軽作業を行う職場において知的障害者を臨時職員として雇用し、関係する支援団体とも連携しながら公務部門における就労の試行的な取組を行っています。

今後は、これまでの取組における課題の整理・調整や他自治体の先進的な取組の調査などを踏まえ障害者福祉部門と人事採用部門とが連携し、庁内における知的障害者の雇用推進に向けた検討を行います。

こうした取組を通じ、企業での知的障害者雇用の推進につながることを目指します。

(5) 障害者の高齢化への対応

～必要なサービスが適切に利用できるしくみづくりを進めます～

【現状】

世界で最も高齢化が進んでいる国の一であるわが国では、障害のある人においても、長寿、高齢化が顕著になりつつあります。サービスにおいては、公費負担の原則よりも社会保険制度の給付を優先するという社会保障制度の原則に基づき、障害福祉サービスより介護保険が優先されることが原則となっています。

アンケート調査結果では、65歳以上の身体障害者で介護保険の要介護認定を受けている人は4割強、要支援・要介護認定者のうち7割の人が実際に介護保険サービスを利用しています。40歳～64歳では要介護認定を受けている人が約1割です。

65歳以上の難病患者で介護保険の要介護認定を受けている人は5割弱、要支援・要介護認定者のうち6割近くの人が実際に介護保険サービスを使っています。40歳～64歳では要介護認定を受けている人が1割です。

なかには、「介護保険の要介護度が低く判定され、決められたサービス支給量が少なくなつた」「介護保険事業所では、障害特性などを十分理解した対応が受けられなくなった」などの回答もみられます。事業所ヒアリング調査でも、障害福祉サービスから介護保険サービスへスムーズに移行しない例が多くあるなどの声が寄せられています。

また、ヒアリング調査の結果では、障害者、保護者ともに高齢化していることから、短期入所サービスの利用に積極的な考えに変わってきているといった意見もあげられています。

【今後の方向性】

◆ 障害福祉サービスと介護保険サービスとの緊密な連携

サービス利用者を中心に据えて適切な支援が実施されるよう、障害福祉サービスと介護保険サービスの連携を推進します。

特に、障害のある人が65歳を迎える際に、障害福祉サービスから介護保険サービスへとスムーズに移行する体制の構築を図ります。現状、西東京市では、ケアマネジャーを中心に、地域包括支援センターと障害福祉課とが連携し、障害のある人が65歳を迎える約1年前から移行に向けた取組を行っていますが、引き続き丁寧な対応を進めています。

「基幹相談支援センター」（市障害福祉課）と「地域包括支援センター」（高齢者支援課）が連携し、情報共有を図るほか、互いの職員を対象とした講習会等を実施し、スキルアップを図ることで、障害福祉と高齢福祉の両分野での対応力向上を図ります。

また、ケアマネジャーをコーディネート役とした、地域包括支援センターと障害福祉課との連携においては、認識の共有化をより確実にするため、情報共有ツール（連携シート等）の活用を検討します。

◆ 利用者の高齢化に対応したサービス基盤の構築

サービス利用者の高齢化にともない、そのニーズも変化しています。高齢化により重度化した障害者に対応することができる体制を備えた支援、本人・家族の意向を十分に反映したサービス提供を行うため、それに量的・質的に対応したサービス基盤の構築を進めます。

また、国の社会保障審議会介護保険部会において、同一の事業所で一体的に介護事業と障害福祉サービス事業を提供することができる「共生型サービス」の創設についての審議がされている等、利用者の高齢化を見据えた動きが進展しつつあります。市においても、こうした動きを注視しながら、利用者が使い慣れた事業所で継続してサービスを受けることができるよう、介護事業と障害福祉サービス事業の連携を後押ししていきます。

2 国の基本指針に基づく成果目標

障害福祉計画・障害児福祉計画の策定にあたっては、国の基本指針に基本的な考え方が示されています。また、東京都も目標についての考え方を示しています。

国及び東京都の考え方を踏まえながら、本市のそれぞれの成果目標を定めます。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

国の基本指針	東京都の考え方
平成 28 年度末時点の施設入所者数の 9 パーセント以上が地域生活へ移行することとともに、これに合わせて平成 32 年度末の施設入所者数を平成 28 年度末時点の施設入所者数から 2 パーセント以上削減することを基本とする。	(今後示される予定)

前計画では、平成 29 年度末までに、平成 25 年度末時点の施設入所者 138 人のうち 17 人（12%）が地域生活へ移行する目標を掲げましたが、平成 28 年度末までに地域移行できた施設入所者はおらず、平成 29 年度末においても目標達成は難しい状況にあります。

施設入所者のアンケート調査の結果では、今後について、「今のまま施設で生活がしたい」が約 7 割と高いものの、「一般の住宅で家族といっしょに生活をしたい」（13.2%）、「グループホームなどを利用したい」（7.5%）など地域生活へ移行を希望する人もみられますので、引き続き、地域生活への移行に向けた取組を推進していきます。

一方で、身体障害者、知的障害者、精神障害者、難病患者の各アンケート結果とも、今後利用したい障害福祉サービスに関し、「施設入所支援」をあげた人は 6%から 8%となっており、施設入所への一定のニーズがあることも事実です。

アンケート調査結果や国・東京都の考え方を踏まえ、本市でも引き続き地域生活への移行を進める観点から、平成 28 年度末時点の施設入所者のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホームや一般住宅等に移行することが見込まれる者の数を設定します。

【西東京市の目標】

項目	平成 32 年度末の目標
地域生活移行者数	13 人（平成 28 年度末時点の施設入所者 147 人の 9%）
施設入所者数の削減	3 人（平成 28 年度末時点の施設入所者 147 人の 2%）

(2) 精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の基本指針	東京都の考え方
平成 32 年度末までに全ての市町村ごとに協議会やその専門部会など保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することを基本とする。	(今後示される予定)

地域包括ケアシステムの構築はもともと高齢者を起点にした考え方でしたが、地域共生社会の観点から、将来的には障害者や子どもなどへも広げていくことが求められます。西東京市では、国・東京都の考え方に基づき、精神障害にも対応したしくみとしていくため、保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置することを検討します。設置においては、近隣自治体と連携の上、保健所の圏域（北多摩北部保健医療圏、小平市・東村山市・清瀬市・東久留米市・西東京市）を意識した設置も視野に入れ、検討します。

また、精神障害者が地域で安心して生活していくには、グループホームや相談支援、就労系サービスなど、様々なサービスを利用することが見込まれるため、アンケート調査等からニーズを把握したうえで、必要なサービスを拡充し、サービス見込み量の確保に努めています。

【西東京市の目標】

項目	平成 32 年度末の目標
保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置	保健、医療（病院、診療所、訪問看護ステーション等において精神科医療に携わる関係者）、福祉関係者による協議の場の設置を、近隣自治体との連携・調整も含め、検討します。

(3) 地域生活支援拠点等の整備

国の基本指針	東京都の考え方
地域生活支援拠点等（地域生活支援拠点又は面的な体制をいう。）について、平成32年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも一つを整備することを基本とする。	(今後示される予定)

地域生活支援拠点とは、障害者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、障害者の地域での居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）の集約を行う拠点（面的な整備を含む）です。地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築するものとされています。

前計画では、地域生活支援拠点等について、「相談支援センター・えぽっく」や「基幹相談支援センター」（市障害福祉課）を中心に、関係機関との連携を通してネットワークを形成し、障害者の地域生活を面的に支援する体制の構築を検討する」旨を掲げていました。

西東京市では、地域自立支援協議会において、平成29年度末の整備を目指し、面的整備の方策について検討を重ねてきたところですが、国より、平成32年度末までの整備とすることの基本指針が示されたことから、この基本指針を踏まえ、今後改めて検討を行います。併せて、泉小学校跡地に整備予定の障害者福祉施設に、地域生活支援拠点の一定の機能を持たせることについて検討を行います。

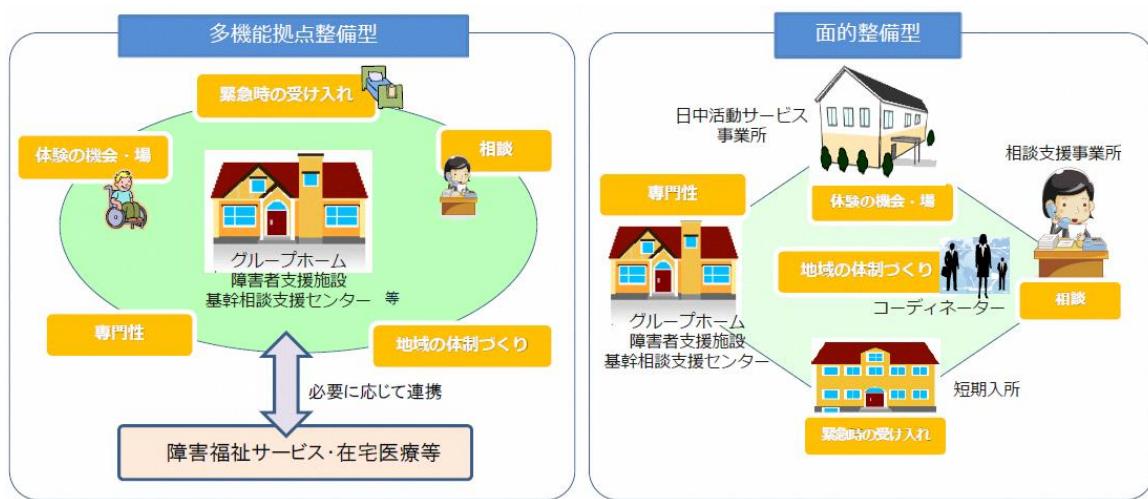
地域生活支援拠点等の整備に向けては、全国的には、「緊急時の受入・対応」、「専門的人材の養成・確保」等の機能を備えることの難しさや、地域の社会資源の不足、整備・運営に係る財源の確保等が課題だと指摘されています。特に、緊急時の対応においては、緊急駆け付け、受け入れ等に対応できる協力・連携体制の構築等も求められます。

本計画では、これまでの関係機関との協議を踏まえて方向性をより具体的に検討し、平成32年度末までに地域生活支援拠点等の整備することを目標とします。

【西東京市の目標】

項目	平成 32 年度末の目標
地域生活支援拠点等の整備	泉小学校跡地に建設予定の障害者福祉施設の機能も含め、西東京市における地域生活支援拠点の方向性を定め、平成 32 年度末までに整備を行います。

地域生活支援拠点等の整備のイメージ



出典：厚生労働省資料

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

国の基本指針	東京都の考え方
<p>福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう。）を通じて、平成32年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定する。当該目標値の設定に当たっては、平成28年度の一般就労への移行実績の1.5倍以上とすることを基本とする。</p> <p>就労移行支援事業の利用者数については、平成32年度末における利用者数が平成28年度末における利用者数の2割以上増加すること、事業所ごとの就労移行率については、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすることを目指すものとする。</p> <p>就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率に係る目標値を設定することとし、当該目標値の設定に当たっては、就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率を8割以上とすることを基本とする。</p>	(今後示される予定)

前計画では、福祉施設から一般就労への移行者数を平成29年度には15人とすること、また、平成29年度末までに就労移行支援事業の1か月あたりの利用者数を47人以上とすることを目標としていました。平成28年度末時点の実績をみると、福祉施設から一般就労への移行者数は●●人（作業所等に調査中）、就労移行支援事業の1か月あたりの利用者数は38人となっています。

本計画においては、国・東京都の考え方に関する限り、福祉施設からの一般就労等への目標を次のように設定します。

【西東京市の目標】

項目	平成 32 年度末の目標
施設利用者のうち一般就労に移行する者の増加	●●人（平成 28 年度の一般就労への移行実績 業所に調査中の 1.5 倍） ●●人（事
就労移行支援事業の利用者の増加	8 人（平成 28 年度末における利用者数 38 人の 2 割）
就労移行支援事業所のうちの就労移行率が 3 割以上の事業所の割合	5 割（就労移行支援事業所のうち、就労移行率が 3 割以上の事業所の割合）
就労定着支援利用者の 1 年後の職場定着率	8 割（就労定着支援を開始した 1 年後の職場定着率）

(5) 障害児支援の提供体制の整備等

国の基本指針	東京都の考え方
<p>児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、平成32年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所以上設置することを基本とする。</p> <p>重症心身障害児が身近な地域で支援を受けられるように、平成32年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1カ所以上確保することを基本とする。</p> <p>医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、平成30年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることを基本とする。</p>	(今後示される予定)

本計画においては、「子どもの発達センター・ひいらぎ」のセンター化に向けた取り組みをはじめ、国・東京都の考え方即して、障害児支援の提供体制の整備等の目標を次のように設定します。

重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所の確保については、近隣自治体（北多摩北部保健医療圏、小平市・東村山市・清瀬市・東久留米市・西東京市）と連携したうえでの確保を目指します。

事業所の確保にあたっては、既存支援機関との役割分担や、重症心身障害児を受け入れるための人員配置等が必要になります。現在、東京都においても検討がされており、都の検討を待って、西東京市におけるあり方を議論していきます。

保育所等訪問支援については、障害のある児童及び、訪問先の保育施設等に対する支援や訓練だけでなく、発達障害等の早期発見、早期療育につながります。平成 29 年度の試行実施等を踏まえ、事業化に向けた取組を進めていきます。

【西東京市の目標】

項目	平成 32 年度末の目標
児童発達支援センターの設置	児童発達支援センター設置に必要な諸条件を洗い出し、「子どもの発達センター・ひいらぎ」のセンター化を目指します。
保育所等訪問支援を利用する体制の構築	平成 29 年度に試行実施した内容をさらに検証し、事業化に向け取り組むとともに、市内幼児・保育施設に対し、現在実施している独自の訪問支援事業についても、その機会の提供強化に努めます。
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	

第4章 障害福祉サービス等の見込み量と確保策

本計画では、見込量を算定する障害福祉サービス、相談支援を表のように区分して整理しています。

区分	サービスの種類	サービスの内容
訪問系	居宅介護	ホームヘルパーを派遣し、自宅で、入浴や排せつ、食事などの介助を行います。
	重度訪問介護	重度の障害があり常に介護が必要な方に、自宅で入浴や排せつ、食事などの介助や外出時の移動などを総合的に行います。
	同行援護	視覚障害により移動に著しい困難がある方に、外出に必要な情報の提供や移動の援護などを行います。
	行動援護	知的障害や精神障害により行動が困難で常に介護が必要な方に、行動するとき必要な介助や外出時の移動の補助などを行います
	重度障害者等 包括支援	常に介護が必要な方で、介護の必要度が著しく高い方に、居宅介護などのサービスを包括的に提供します。
日中活動系	生活介護	常に介護が必要な方に、施設で入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動などの機会を提供します。
	自立訓練 (機能訓練、生活訓練)	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間における身体機能や生活能力向上のために必要な訓練を行います。
	就労移行支援	通常の事業所で働きたい方に、一定の期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために訓練を行います。
	就労継続支援 (A型、B型)	通常の事業所で働くことが困難な方に、就労の機会の提供や生産活動その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行います。
	就労定着支援 (新設)	一般就労した後、環境の変化などにより心身に問題が起っている方に対して、相談を受け必要な助言をしたり、会社や関係機関などとの連絡調整を行います
	療養介護	医療が必要な方で、常に介護を必要とする方に、主に昼間病院等において機能訓練、療養上の管理、看護などを提供します。

区分	サービスの種類	サービスの内容
	短期入所 (福祉型、医療型)	在宅の障害者(児)を介護する方が病気の場合などに、障害者(児)が施設に短期間入所し、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。
居住系	自立生活援助 (新設)	グループホームなどを利用していた方が、ひとり暮らしを始めたときに、そのお宅を定期的に訪問し、ふだんの生活に何か問題が起きていないかなどを確認し、必要な助言や医療機関などとの連絡調整を行います
	共同生活援助 (グループホーム)	共同生活を行う住居(グループホーム)に入居する障害者に対し、夜間や休日等に相談や日常生活上の援助を行います。
	施設入所支援	施設に入所する障害者に対し、主として夜間に入浴、排せつ、食事の介護などの支援を行います。
相談支援	計画相談支援	障害福祉サービスの利用にあたり、その人に適した障害福祉サービスの利用計画の作成やモニタリング等の支援を行います。
	地域相談支援 (地域移行支援、地域定着支援)	施設や病院に入所・入院している障害者に対して地域生活に移行するための支援を行ったり、地域で生活する障害者に対して地域生活を継続するための支援を行います。

1 訪問系サービス

① 実績・見込量

訪問系サービスの平成 28 年度の利用者数は 164 人で、利用時間は 13,802 時間でした。平成 32 年度の訪問系サービスの利用者数、利用時間をそれぞれ 152 人、12,792 時間と見込みます。

[サービス見込量／1か月あたりの利用者数、利用時間]

		平成 28 年度 (実績)	平成 30 年度 (見込)	平成 31 年度 (見込)	平成 32 年度 (見込)
居宅介護 重度訪問介護	利用者数	164 人	149 人	150 人	152 人
同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	利用時間	13,802 時間	12,540 時間	12,624 時間	12,792 時間

② 見込量算出の背景

【実績の推移からみる傾向】

訪問系サービスの利用者数は、平成 27 年度までは微減の傾向にありましたが、平成 28 年度には増加に転じています。利用時間についても、平成 27 年度まではほぼ横ばいで推移した一方、平成 28 年度は利用者増にともない利用時間も増加しました。一人あたりの利用時間は、平成 25 年度は約 78 時間でしたが平成 28 年度では約 84 時間でした。



【算出の考え方】

訪問系サービス全体の利用者数は増加し、一人あたりの利用時間は平成 28 年度実績から大きくは変動しないと推測して、利用者数および利用時間を見込みます。

アンケート調査では、十分利用できていない障害福祉サービスに関し、訪問系サービスをあげる人は他のサービスに比べ少なくはありません。また、訪問系サービスの未利用者の今後の利用意向は、各障害種別とも 1 割程度みられ、一定の潜在ニーズがあることがうかがえます。

事業者を対象としたヒアリング調査では、重度訪問介護や夜間の居宅介護サービスに対応できる事業所が少ないとや、医療的ケアが必要な障害者の家族等を中心に、夜間の居宅介護サービスのニーズが高まりつつあることが指摘されています。

③ 見込量確保のための方策

訪問系サービスについては、今後、増加するサービス利用量に対応するため、介護保険事業者等への情報提供を進め、障害福祉サービスの訪問系サービスへの参入を促します。また、ホームヘルパーの人材確保に向け、民間事業者が行うヘルパー養成講座への支援等を行います。

2 日中活動系サービス

(1) 生活介護

① 実績・見込量

生活介護の平成 28 年度の利用者数は 292 人でした。平成 32 年度の生活介護の利用者数を 312 人と見込みます。

[サービス見込量／1か月あたりの利用者数、利用日数]

		平成 28 年度 (実績)	平成 30 年度 (見込)	平成 31 年度 (見込)	平成 32 年度 (見込)
生活介護	利用者数	292 人	301 人	306 人	312 人
	利用日数	5,732 日	5,909 日	6,007 日	6,125 日

② 見込量算出の背景

【実績の推移からみる傾向】

生活介護の利用者数は、平成 25 年度から平成 27 年度まではほぼ横ばいから微増で推移してきましたが、平成 28 年度には前年の 281 人から 292 人へと増加しています。今後も増加傾向が継続すると推測されます。



【算出の考え方】

平成 28 年度の実績では、生活介護の利用日数は、利用者 1 人あたり 19.6 人でした。平成 30 年度以降も、利用者 1 人当たりの利用日数は同水準で推移するものと考えます。

今後の特別支援学校卒業生等の受け入れに対応する必要があることから、生活介護だけでなく、他のサービスや地域活動支援センターを含めた日中活動の場の確保について検討が必要です。

事業者を対象としたヒアリング調査では、現在、就学年齢にある子どもを持つ保護者等より、学校を卒業した後に利用できる施設やサービスとしての、生活介護の利用ニーズが指摘されています。

③ 見込量確保の方策

市内事業者と連携を図り、定員の拡充や弾力化について運営法人と協議を進めるとともに、他の事業者に対しては情報提供等を行うことにより市内への新規参入を勧めるなどして、民間活力の活用を図っていきます。

平成 32 年度末までに泉小学校跡地に整備予定である障害者福祉施設では、生活介護の実施を要件としています（就労支援事業と合計で定員 40 名以上）。

(2) 自立訓練（機能訓練・生活訓練）

① 実績・見込量

自立訓練の平成 28 年度の利用者数は機能訓練が 1 人、生活訓練が 11 人でした。平成 32 年度の自立訓練の利用者数を、機能訓練が 2 人、生活訓練が 11 人と見込みます。

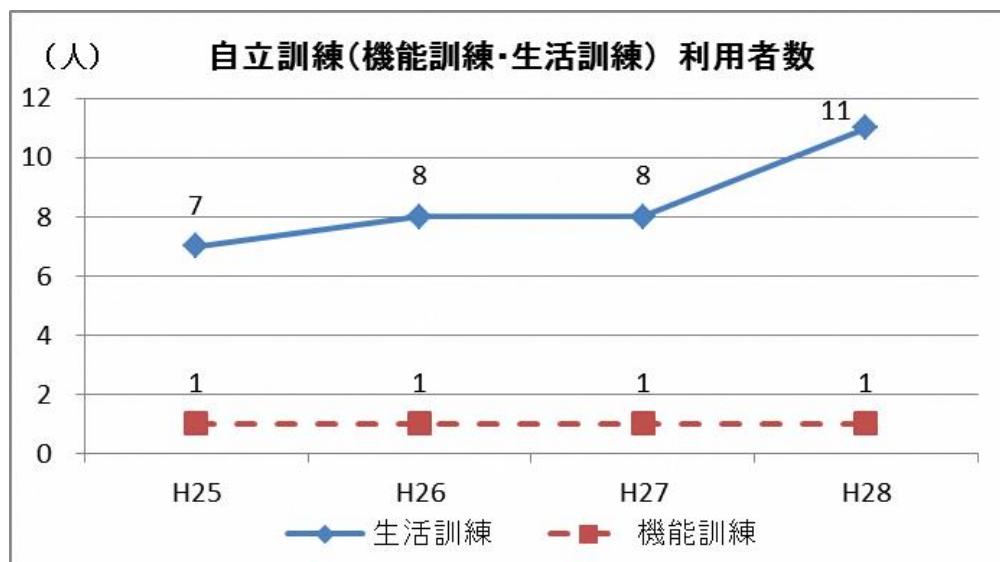
[サービス見込量／1か月あたりの利用者数、利用日数]

		平成 28 年度 (実績)	平成 30 年度 (見込)	平成 31 年度 (見込)	平成 32 年度 (見込)
自立訓練 (機能訓練)	利用者数	1 人	2 人	2 人	2 人
	利用日数	8 日	16 日	16 日	16 日
自立訓練 (生活訓練)	利用者数	11 人	10 人	11 人	11 人
	利用日数	178 日	162 日	178 日	178 日

② 見込量算出の背景

【実績の推移からみる傾向】

平成 25 年度以降、自立訓練（生活訓練）の利用者は増加傾向にあり、今後も増加傾向が継続すると推測されます。自立訓練（機能訓練）の利用者は横ばいです。



【算出の考え方】

平成 28 年度の実績では、自立訓練（機能訓練）の利用日数は、利用者 1 人あたり 8 日、自立訓練（生活訓練）利用日数は、利用者 1 人あたり 16.2 日でした。平成 30 年度以降も、利用者 1 人当たりの利用日数は同水準で推移するものと考えます。

自立訓練（機能訓練）については、近隣に事業所が少ないことや、最長 1 年 6 ヶ月の訓練期間が終了した後に利用できる日中活動の場が少ないとから、利用者は 1 名で横ばいとなっています。機能訓練を必要とする身体障害者の多くは、保谷障害者福祉センターで提供するリハビリテーションを利用しているのが現状です。

自立訓練（生活訓練）については、日中活動系サービスの利用や就労を始める前にこのサービスを利用するケースが多く、日中活動系サービスの利用の増加等に伴い、今後も増加傾向が続くと考えられます。

③ 見込量確保のための方策

今後もサービスを必要とする人やサービス提供事業所の状況の把握に努めるとともに、引き続き、利用可能な施設等の情報収集等に努めていきます。また、市内においてサービスの提供が確保できるよう、民間事業者等との連携・協力を図っていきます。

なお、自立訓練（機能訓練）に関連するリハビリテーションの利用ニーズに対しては、引き続き保谷障害者福祉センターを活用しながら、今後増加していくニーズにどう対応していくかについて、日中活動の場の整備状況等も勘案し、検討を進めて行きます。

(3) 就労移行支援

① 実績・見込量

就労移行支援の平成 28 年度の利用者数は 38 人でした。平成 32 年度の就労移行支援の利用者数を 53 人と見込みます。

[サービス見込量／1か月あたりの利用者数、利用日数]

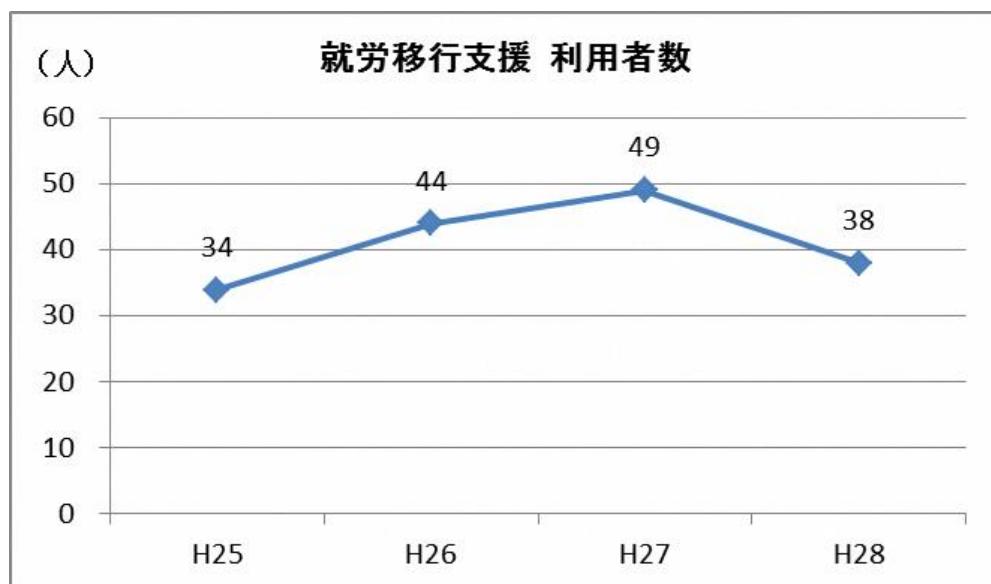
		平成 28 年度 (実績)	平成 30 年度 (見込)	平成 31 年度 (見込)	平成 32 年度 (見込)
就労移行支援	利用者数	38 人	48 人	51 人	53 人
	利用日数	688 日	787 日	829 日	871 日

② 見込量算出の背景

【実績の推移からみる傾向】

平成 25 年度から平成 27 年度にかけ、就労移行支援の利用者数は増加を続けてきましたが、平成 28 年度には、前年の 49 名から 38 名へと減少しました。

利用者の一般就労の実現が進むと、事業所としては利用者が減少するため、事業継続のためには新規に利用者を確保することが必要になります。このように、就労移行支援の利用者数の減少には、サービスの特性も要因の一つに挙げられます。



【算出の考え方】

平成 28 年度の実績では、利用者 1 人あたりの利用日数は 18.1 日でした。平成 30 年度以降も、利用者 1 人当たりの利用日数は同水準で推移するものと考えます。

平成 25 年 6 月に改正された障害者雇用促進法（平成 28 年 4 月 1 日施行）等の影響により、精神障害者を中心に、就労に関するサービスのニーズは高まりつつあります。近年の実績の推移に加え、平成 30 年 4 月より、市内で新規に 1 事業所が開設予定であることも踏まえると、利用者数の増加傾向は続くと考えられます。

また、精神障害者に加え、知的障害者において今後の利用意向が高く、今後の利用者の増加が推測されます。事業者を対象としたヒアリング調査では、特にオフィスワーク等での就労に向けた訓練が行える事業所の不足が指摘されています。

③ 見込量確保のための方策

事業所の新規参入に向け、民間事業者に対する情報提供等の支援を引き続き実施します。

平成 32 年度末までに泉小学校跡地に整備予定である障害者福祉施設では、就労支援事業の実施を要件としています（生活介護と合計で定員 40 名以上）。

(4) 就労継続支援（A型・B型）

① 実績・見込量

就労継続支援の平成28年度の利用者数は、A型（雇用型）が10人、B型（非雇用型）が390人でした。平成32年度の就労継続支援の利用者数を、A型が14人、B型が442人と見込みます。

[サービス見込量／1か月あたりの利用者数、利用日数]

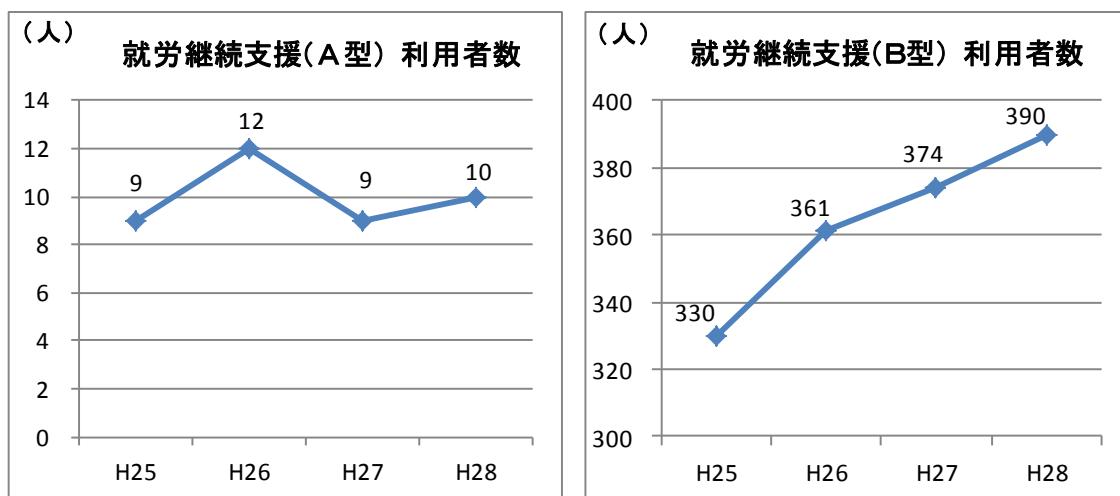
		平成28年度 (実績)	平成30年度 (見込)	平成31年度 (見込)	平成32年度 (見込)
就労継続支援A型	利用者数	10人	12人	13人	14人
	利用日数	178日	214日	231日	249日
就労継続支援B型	利用者数	390人	407人	424人	442人
	利用日数	6,886日	7,179日	7,481日	7,800日

② 見込量算出の背景

【実績の推移からみる傾向】

就労継続支援A型は、平成25年度から平成28年度にかけて、10名前後の利用者数となっています。実績の推移をみると、今後やや増加していくと考えられます。

就労継続支援B型は、生活介護と同様に、平成23年度末までの事業所の法内化等の影響により、平成26年度までは利用者数の急速な増加が続きました。平成27年度以降、増加ペースは落ちているものの、今後も増加傾向が継続すると推測されます。



【算出の考え方】

平成 28 年度の実績では、就労移行支援 A 型、就労移行支援 B 型の利用日数は、それぞれ利用者 1 人あたり 17.8 日、17.6 日でした。平成 30 年度以降も、利用者 1 人当たりの利用日数は同水準で推移するものと考えます。

平成 25 年 6 月に障害者雇用促進法が改正され、法定雇用率の算定基礎に精神障害者を加える等の措置を講ずることになり、本法律は平成 28 年 4 月 1 日から施行されました。また、法定雇用率も引き上げられており、こうした近年の障害者雇用施策から就労に関するサービスの利用者はさらに増加していく可能性が考えられます。

アンケート調査では、十分利用できていない障害福祉サービスに関し、就労継続支援をあげる人は、知的障害者で 1 割強、精神障害者で約 2 割となっていますが、身体障害者では 2% にとどまっています。

就労継続支援（A 型）については、近隣も含め事業所数がほとんどなく、利用者も少ないのが現状です。利用者と雇用契約を結ぶ必要があることから、最低賃金の確保等経営上の困難があり、事業所数が伸び悩んでいると考えられます。

就労継続支援（B 型）については、利用者数、事業所数ともに増加していますが、事業者の意見として、利用者の高齢化が進んでおり、事業所の分化（利用者の能力や特性に合った事業所を整備）による、サービス充実の必要性も指摘されています。

③ 見込量確保のための方策

就労継続支援（B 型）は、市内のいくつかの事業所では満員に近く、これ以上の利用者の受け入れは難しいとの意見もあります。近隣の特別支援学校の卒業生など、今後も継続的に新規の利用希望者が見込まれるため、今後の新規参入支援などの方法や、既存事業所の事業拡大への効果的な支援策などについて引き続き検討していきます。

就労継続支援（A 型）は、近隣地域においても事業所の撤退等の動きがみられるため、需要を見極めたうえで、必要に応じて事業所の誘致等に取り組みます。

平成 32 年度末までに泉小学校跡地に整備予定である障害者福祉施設では、就労支援事業の実施を要件としています（生活介護と合計で定員 40 名以上）。

また、引き続き「就労支援センター・一歩」を中心とした就労支援体制などにより、より就労しやすい環境づくりを目指していきます。

(5) 就労定着支援

① 実績・見込量

平成 30 年度より新設されるサービスであり、平成 32 年度の利用者数を 10 人と見込みます。

[サービス見込量／1か月あたりの利用者数、利用日数]

	平成 28 年度 (実績)	平成 30 年度 (見込)	平成 31 年度 (見込)	平成 32 年度 (見込)
就労定着支援	利用者数	-	0 人	5 人
				10 人

② 見込量算出の背景

【算出の考え方】

本サービスは、生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援の過去の実績および、一般就労に移行した人数を勘案し、算出します。

事業者へのヒアリング調査では、既に共同生活援助や生活訓練、放課後等デイサービスといった事業を展開している事業者より、就労定着支援への参入意向が示されており、事業者の視点でも、一定のニーズが把握されていることが想定されます。

見込み量の算出及び必要サービス料の確保においては、新設される就労定着支援サービスに参入する事業者と、障害者の就労定着に向けた事業を実施している、就労支援センター・「一步」等の、既存事業との役割分担を検討する必要があります。

③ 見込量確保のための方策

サービスの利用が見込まれる人のニーズの把握や、制度の周知、事業所の開設、参入に向けた情報収集に努めます。

(6) 療養介護

① 実績・見込量

療養介護の平成 28 年度の利用者数は 18 人でした。平成 32 年度の療養介護の利用者数を 19 人と見込みます。

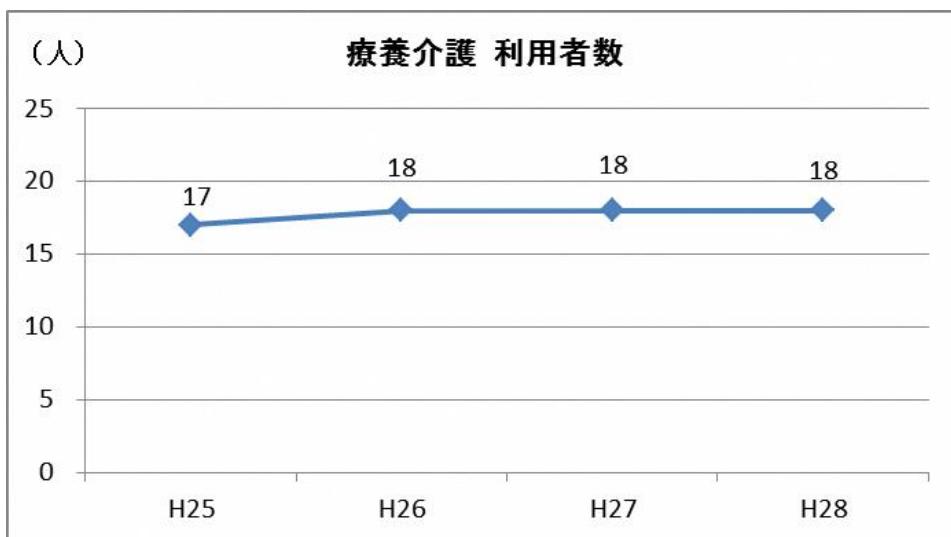
[サービス見込量／1か月あたりの利用者数]

	平成 28 年度 (実績)	平成 30 年度 (見込)	平成 31 年度 (見込)	平成 32 年度 (見込)
療養介護	18 人	19 人	19 人	19 人

② 見込量算出の背景

【実績の推移からみる傾向】

平成 25 年度以降、療養介護の利用者数は横ばいとなっています。



【算出の考え方】

平成 30 年度以降の利用者数についても、平成 28 年度以前と同水準で推移すると推定されます。一方で、現在、療養介護を提供できる施設（病院）が都内でも数か所しかないため、今後も利用調整が必要です。

③ 見込量確保のための方策

今後もサービスを必要とする人やサービス提供事業所の状況の把握に努めるとともに、引き続き、東京都や医療機関等と情報交換を行いながら、利用可能な施設等の情報収集等に努めていきます。

(7) 短期入所（福祉型・医療型）

① 実績・見込量

短期入所の平成 28 年度の利用者数と利用日数は、福祉型が 77 人（延 317 日）、医療型が 9 人（延 55 日）でした。平成 32 年度の短期入所の利用者数と利用日数を、福祉型が 109 人（延 647 日）、医療型が 6 人（延 18 日）と見込みます。

[サービス見込量／1か月あたりの利用者数、利用日数]

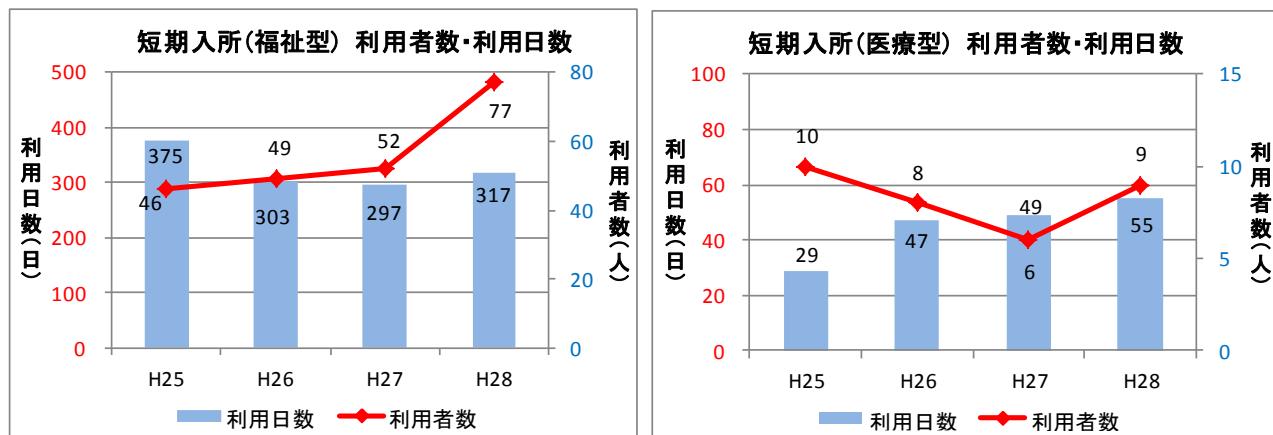
		平成 28 年度 (実績)	平成 30 年度 (見込)	平成 31 年度 (見込)	平成 32 年度 (見込)
短期入所 (福祉型)	利用者数	77 人	86 人	94 人	104 人
	利用日数	317 日	352 日	387 日	426 日
短期入所 (医療型)	利用者数	9 人	9 人	9 人	9 人
	利用日数	55 日	55 日	55 日	55 日

② 見込量算出の背景

【実績の推移からみる傾向】

短期入所（福祉型）の利用者数は、平成 25 年度から平成 28 年度にかけ、横ばいから微増で推移していますが、平成 28 年度には、前年度の 52 人から 77 人へと大きく増加しています。一方で、利用日数は平成 25 年度の 375 日から平成 26 年度には 303 日へと減少し、平成 26 年度から平成 28 年度までは横ばいから微増で推移しています。この実績から、利用ニーズは高まっているものの、サービス事業所数の不足等により、利用日数は伸び悩んでいる状況にあると考えられます。

短期入所（医療型）の利用者数は、平成 26 年度から平成 28 年度にかけ、10 名弱で推移しています。平成 27 年度は 6 名に減少しましたが、平成 28 年度には 9 名と増加しています。今後も利用者数は 10 名弱で推移すると推測されます。



【算出の考え方】

平成 28 年度の実績では、短期入所（医療型）の利用日数は、利用者 1 人あたり 6.1 日、短期入所（福祉型）の利用日数は、利用者 1 人あたり 4.1 日でした。平成 30 年度以降も、利用者 1 人当たりの利用日数は同水準で推移するものと考えます。

短期入所は、特に障害児や知的障害者において、サービス未利用者の利用意向が高く、サービス利用者においても、今後の継続的な利用意向が示されています。また、事業者を対象としたヒアリング調査では、「保護者や支援者の負担軽減のため、利用ニーズは強いが、受け入れ先が不足している」という状況が複数の事業所より指摘されています。

③ 見込量確保の方策

市内や近隣のサービス提供事業所と連携し、サービスの提供体制の拡充に努めるとともに、利用者に対する情報提供を行うことで、現在ある事業所を効率的に利用できるよう努めます。

平成 32 年度末までに泉小学校跡地に整備予定である障害者福祉施設では、短期入所の実施を要件としています。

3 居住系サービス

(1) 自立生活援助

① 実績・見込量

平成 30 年度より新設されるサービスであり、平成 32 年度の利用者数と利用日数を 2 人と見込みます。

[サービス見込量／1か月あたりの利用者数、利用日数]

	平成 28 年度 (実績)	平成 30 年度 (見込)	平成 31 年度 (見込)	平成 32 年度 (見込)
就労定着支援	利用者数	-	0 人	2 人

② 見込量算出の背景

【算出の考え方】

本サービスは、施設入所支援、共同生活援助からの単身生活への移行者数の実績、地域移行支援や地域定着支援の利用者数を勘案し、算出します。

また、事業者へのヒアリング調査では、既に共同生活援助や相談支援等の事業を行っている、複数の事業者より、自立生活援助への参入意向が示されています。事業者の視点でも、一定のニーズが把握されていることが想定されます。

③ 見込量確保の方策

サービスの利用が見込まれる人のニーズの把握や、制度の周知、事業所の開設、参入に向けた情報収集に努めます。

(2) 共同生活援助（グループホーム）

① 実績・見込量

共同生活援助（グループホーム）の平成 28 年度の利用者数は 155 人でした。平成 32 年度の共同生活援助の利用者数を 205 人と見込みます。

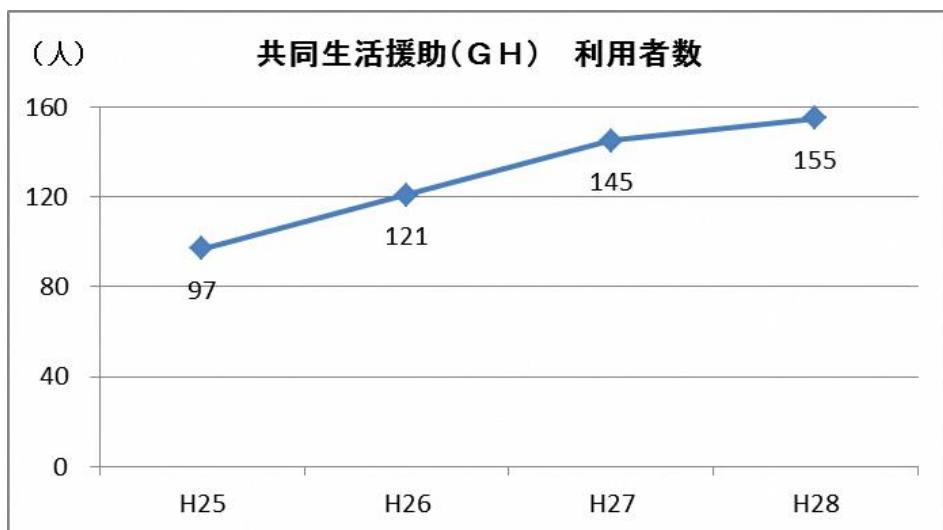
[サービス見込量／利用者数]

	平成 28 年度 (実績)	平成 30 年度 (見込)	平成 31 年度 (見込)	平成 32 年度 (見込)
共同生活援助(グループホーム)	155 人	176 人	190 人	205 人

② 見込量算出の背景

【実績の推移からみる傾向】

共同生活援助の利用者数は増加傾向にあり、今後も増加すると推測されます。



【算出の考え方】

第 4 期障害福祉計画にグループホームの整備促進を位置づけ、グループホーム設置者に対し、補助制度等に関する情報提供、調整等必要な支援を行い、市内グループホームの誘致を図ってきました。

第 4 期障害福祉計画策定時に 27 ユニットだった市内グループホームは、社会福祉法人等事業者により、精神障害者の滞在型グループホームも含めて、新たなグループホームの開設が行われ、現在は 37 ユニットが開設されている他、複数の施設整備の計画が進んでい

ることから、一定の進捗が図られていますが、身体障害者を主たる対象とするグループホームが市内には開設されていない状況です。

国が、福祉施設入所者の地域生活への移行を基本方針としていることに加え、事業所や障害者団体・障害者支援団体を対象としたヒアリング調査では、「親なき後」を見据えた居住の場の整備に対するニーズの高さから、今後も引き続きグループホーム設置の誘致を進めていく必要があります。

③ 見込量確保のための方策

グループホームの整備に向け、事業者への情報提供等や都補助制度の活用などにより、新規事業者の誘致等を図っていきます。

身体障害者を主たる対象とするグループホームの整備には、バリアフリー化に対応するスペースや設備が必要となることや、身体介護等に複数名での介助が必要な場合があること等の課題がありますので、施設整備に関する土地確保について、東京都が進めている都有地活用による福祉インフラ整備事業の活用等を検討します。

なお、平成 32 年度末までに泉小学校跡地に整備される予定である障害者福祉施設においては、共同生活援助事業を実施することを要件としています。

(3) 施設入所支援

① 実績・見込量

施設入所支援の平成 28 年度の利用者数は 147 人でした。平成 32 年度の施設入所支援の利用者数を 154 人と見込みます。

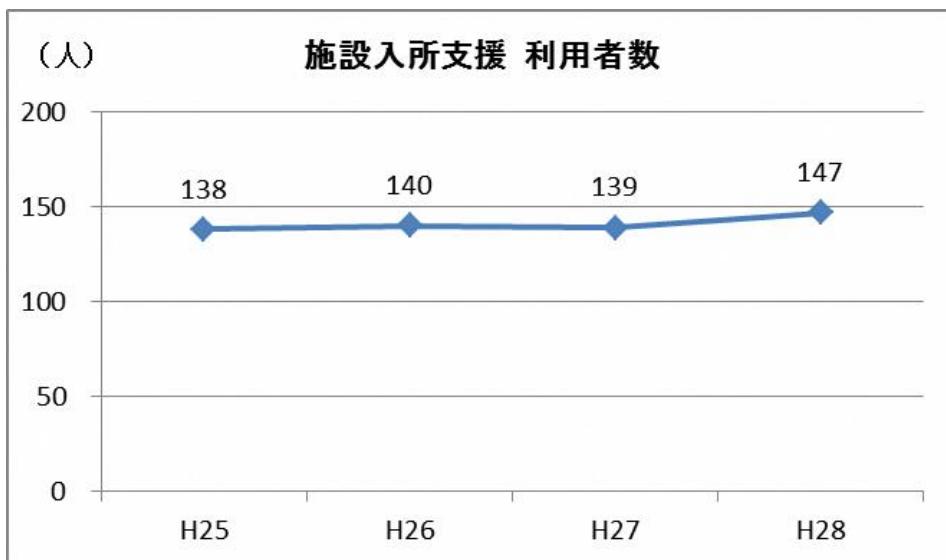
[サービス見込量／利用者数]

	平成 28 年度 (実績)	平成 30 年度 (見込)	平成 31 年度 (見込)	平成 32 年度 (見込)
施設入所支援	147 人	149 人	151 人	154 人

② 見込量算出の背景

【実績の推移からみる傾向】

施設入所支援の利用者数は、平成 25 年度から平成 27 年度にかけては横ばいで推移し、平成 28 年度は前年度よりも 8 人増加しています。



【算出の考え方】

入所待機者は昨年度より増加しており、施設の空き状況によっては利用実績の増加が見込まれます。しかしながら、施設入所支援の事業所については、既存事業所がない地域に限り事業所の新設が認められることから、新たな施設整備は難しい状況にあります。また、入所施設から地域生活へ移行する人の数は年々減少傾向にあることから、施設入所者の地域移行が進みづらい状況が推測されます。

今後、全国的にグループホーム等の地域移行の受け皿が整備され、入所施設の空きが生まれていかなければ、施設入所のニーズ増加に対応するのは難しいと考えられます。

③ 見込量確保のための方策

国が示す基本方針を踏まえ、施設入所者の地域移行を促しているところですが、地域で自立した生活を営むことが困難であり、施設入所の利用を希望される方に対しては、家族や本人の意向を聞きながら引き続き情報提供や相談等に取り組みます。

4 相談支援

(1) 相談支援について

障害者総合支援法では、相談支援は「基本相談支援」「計画相談支援」「地域相談支援」に分類され、「基本相談支援」と「計画相談支援」を行う事業は「特定相談支援」、「基本相談支援」と「地域相談支援」を行う事業は「一般相談支援事業」と定義されています。

相談の種別	概 要	相談実施者
基本相談支援	地域の障害者等の福祉に関する各般の問題について、障害者（児）、障害児の保護者または障害者（児）の介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、併せてこれらの者と市及び指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整その他の便宜を総合的に供与します。	○市町村が直接または ○指定特定相談支援事業者[委託]または ○指定一般相談支援事業者[委託]
計画相談支援	サービス利用支援と継続サービス利用支援があります。サービス利用支援は、障害者の心身の状況、その置かれている環境等を勘案し、利用するサービスの内容等を定めたサービス等利用計画案を作成し、支給決定が行われた後に、当該支給決定等の内容を反映したサービス等利用計画の作成等を行います。継続サービス利用支援は、サービス等利用計画が適切であるかどうかを一定期間ごとに検証し、その結果等を勘案してサービス等利用計画の変更等を行います。	○指定特定相談支援事業者（計画作成担当） ※市町村長が事業者を指定
地域相談支援	地域移行支援と地域定着支援があります。地域移行支援では、障害者支援施設等に入所している障害者または精神科病院に入院している精神障害者に対して、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の便宜を供与します。地域定着支援では、居宅において単身等の状況で生活する障害者に対して、当該障害者との常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等において相談その他の便宜を供与します。	○指定一般相談支援事業者（地域移行・定着担当） ※都道府県知事が事業者を指定

(2) 計画相談支援

① 実績・見込量

計画相談支援には、サービス等利用計画案を作成する「サービス利用支援」と、サービス等利用計画の検証等を行う「継続サービス利用支援」(モニタリング)があります。

サービス利用支援と継続サービス利用支援を合わせ、平成 32 年度の計画相談支援の利用者数を 186 人と見込みます。

[サービス見込量／1か月あたりの利用者数]

	平成 28 年度 (実績)	平成 30 年度 (見込)	平成 31 年度 (見込)	平成 32 年度 (見込)
計画相談支援	152 人	139 人	162 人	186 人

② 見込量算出の背景

【実績の推移からみる傾向】

計画相談支援の利用者数は、平成 25 年度には 8 人でしたが、平成 28 年度には 152 人と大きく増加しています。



【算出の考え方】

平成 27 年度より、障害福祉サービスの支給決定の際には、市に対する「サービス利用計画案」の提出が義務付けられることになりました。このことにより、平成 26 年度以降、計画相談の利用者が大きく増加したと考えられますが、今後は増加が鈍化すると想定されます。

今後、精神障害者の地域生活への移行を促していくうえで、住居や日中生活の場の確保とともに、相談支援も重要であり、精神障害者による計画相談支援の利用が増加することも考えられます。

③ 見込量確保のための方策

障害福祉サービスを利用する全ての障害者等がサービス等利用計画案を作成できるよう、市内外の相談支援事業所との連絡・調整を行うとともに、利用者に対してサービス等利用計画作成の案内を進めています。

(3) 地域相談支援

① 実績・見込量

地域相談支援の平成 29 年度の利用者数は、地域移行支援、地域定着支援ともに 0 人でした。平成 32 年度の地域相談支援の利用者数を、地域移行支援、地域定着支援ともに 2 人と見込みます。

[サービス見込量／1か月あたりの利用者数]

	平成 28 年度 (実績)	平成 30 年度 (見込)	平成 31 年度 (見込)	平成 32 年度 (見込)
地域移行支援	0 人	2 人	2 人	2 人
地域定着支援	0 人	2 人	2 人	2 人

② 見込量算出の背景

【実績の推移からみる傾向】

「地域相談支援」の利用者数は、平成 26 年度、平成 27 年度では各 1 人、平成 28 年度では実績はありませんでした。「地域定着支援」の利用者数は、平成 26 年度に 2 人、平成 27 年度、平成 28 年度では実績はありませんでした。

これまでのところ、障害者総合支援法上のサービスの利用としての実績はほとんどありません。これは、地域相談支援を提供する一般相談支援事業所がサービス提供を行う代わりに、保谷障害者福祉センター等の地域活動支援センターが、実質的に同様の支援を提供しているためと考えられます。

【算出の考え方】

今後、一般相談支援事業所による障害者総合支援法上のサービスとしての支援へと移行していくけば、利用実績は増加する可能性がありますが、近年の実績から、平成 30 年度以降も同水準の利用状況となることが推定されます。

③ 見込量確保の方策

地域相談支援は、入所・入院からの地域生活への移行を支援するものですが、入所希望者数は増加する一方で、地域生活へ移行する方の数は年々減少している傾向を考えると、地域

での生活の受け皿となるグループホーム等の体制整備が進まなければ、地域生活への移行の推進は困難であると考えられます。

そこで、地域生活への移行支援と並行して、グループホーム等の基盤の整備を検討します。

第5章 障害児福祉サービス等の見込み量と確保策

本計画では、見込量を算定する障害児福祉サービスを表のように区分して整理しています。

区分	サービスの種類	サービスの内容
障害児通所支援	児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行います。
	医療型児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援と治療を行います。
	放課後等デイサービス	学校の授業終了後や休校日に、生活能力向上のために必要な訓練や、社会との交流の促進などの支援を行います。
	保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障害児に対して、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援などを行います。
	居宅訪問型児童発達支援(新設)	重度の障害などがあり、障害児通所支援を利用するため外出することがとても難しい障害児に対して、そのお宅を訪問して発達支援を行います。
	障害児相談支援	障害児通所支援を利用するにあたり、障害児支援利用計画の作成やモニタリングなどの支援を行います。

1 障害児通所支援

(1) 児童発達支援

① 実績・見込量

児童発達支援の平成 28 年度の利用者数と利用日数は、150 人（延 757 日）でした。平成 32 年度の児童発達支援の利用者数と利用日数を、156 人（延 754 日）と見込みます。

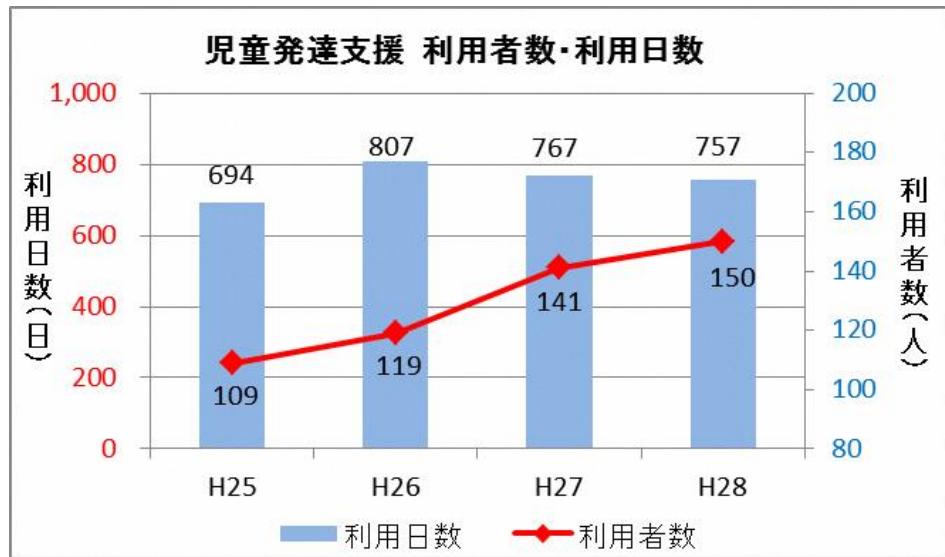
[サービス見込量／1か月あたりの利用者数、利用日数]

		平成 28 年度 (実績)	平成 30 年度 (見込)	平成 31 年度 (見込)	平成 32 年度 (見込)
児童発達支援	利用者数	150 人	145 人	150 人	156 人
	利用日数	757 日	752 日	753 日	754 日

② 見込量算出の背景

【実績の推移からみる傾向】

利用者数は、平成 25 年度から平成 28 年度にかけて増加傾向にあります。利用日数は平成 26 年度以降、減少傾向にあります。



【算出の考え方】

事業者を対象としたヒアリング調査では、各事業所とも利用者が増加し、ほぼ定員に近い受け入れ状態にあることが指摘されています。

一方で、利用者の多くは、幼稚園や保育園にも通園しており、「子どもの発達センター・ひいらぎ」では、独自の取組みとして幼稚園や保育園からの相談対応のほか、巡回相談を実施しているほか、児童の発達に関する講演会等の実施や母子保健事業との連携等を児童発達支援事業に加えて実施すること等によって、障害や発達に課題のある児童に対して、拠点機能としての総合的な支援を行っています。

③ 見込量確保のための方策

発達に関する課題を早期に発見し療育につなげることは、障害の軽減や社会適応能力の向上に有効です。一方で、市内の児童発達支援事業を実施する事業所は2施設のみであり、事業所の新規参入に向け、事業者に対する情報提供等の支援を引き続き実施します。

また、児童発達支援センター化への検討や保育所等訪問支援事業の試行実施等を行うとともに、療育事業の効率化及び発達支援コーディネーターの増員を図ることにより、市の役割、民間事業所との役割分担、連携によって、児童の発達に関する支援の充実を図ります。

(2) 放課後等デイサービス

① 実績・見込量

放課後等デイサービスの平成 25 年度の利用者数と利用日数は 327 人（延 2,046 日）でした。平成 32 年度の放課後等デイサービスの利用者数と利用日数を 476 人（延 2,978 日）と見込みます。

【サービス見込量／1か月あたりの利用者数、利用日数】

		平成 28 年度 (実績)	平成 30 年度 (見込)	平成 31 年度 (見込)	平成 32 年度 (見込)
放課後等 デイサービス	利用者数	327 人	359 人	417 人	476 人
	利用日数	2,046 日	2,246 日	2,609 日	2,978 日

② 見込量算出の背景

【実績の推移からみる傾向】

利用者数、利用日数ともに、平成 25 年度から 28 年度にかけて大幅に増加しています。



【算出の考え方】

放課後等デイサービスの不足状況や、拡充を望む意見に対応すべく、西東京市では施設の誘致、事業者の確保等に力を入れてきたことで、放課後等デイサービスの事業所数は急激に増加してきたところですが、アンケート調査結果では、未利用者のうち約 4 割が新規に利用したいとの意向を示しているなど、更なる需要が見込まれます。

一方で、事業所を対象としたヒアリング調査では、事業所数の急激な増加に伴う需要と供給バランスの問題や、事業所間の競争が今後厳しくなることが指摘されています。また、障害者団体・支援団体へのヒアリング調査では、事業所数は増えたものの、サービス水準にはらつきがあるとの指摘があり、サービスの量的な確保と並行して、サービス水準の維持や質の向上が課題だと考えられます。

サービス利用ニーズの急激な拡大の背景には、保護者の就労等のため、放課後から保護者が帰宅するまでの時間に児童を預けたいと考えている保護者がいることも指摘されています。また、放課後等デイサービスを利用することで、児童が親や保護者と接する機会が失われているとの声もあります。

③ 見込量確保のための方策

事業所の新規参入に向け、民間事業者に対する情報提供等の支援を引き続き実施していくとともに、既存事業所のサービス水準の向上に向け、各事業所の状況把握等を行うとともに、事業所による情報交換の機会確保等の支援を行います。

今後も一定の需要増が見込まれますが、児童や保護者の状況に応じて、療育目的であれば放課後等デイサービス、指導・育成目的であれば放課後児童健全育成事業等の利用を促すなど、事業所とも連携した上で、サービスの適正な利用を促していきます。

なお、新たに放課後等デイサービス事業を実施する事業所に対しては、指定相談支援業務や、医療的ケア児の受け入れを促す等により、療育を必要とする児童に対する幅広い支援の実現を目指します。

(3) 保育所等訪問支援

① 実績・見込量

保育所等訪問支援の平成 28 年度の利用者数はありませんでした。平成 32 年度の保育所等訪問支援の利用者数と利用日数を 2 人（延 4 日）と見込みます。

【サービス見込量／1か月あたりの利用者数、利用日数】

		平成 28 年度 (実績)	平成 30 年度 (見込)	平成 31 年度 (見込)	平成 32 年度 (見込)
保育所等訪問支援	利用者数	0 人	2 人	2 人	2 人
	利用日数	0 日	4 日	4 日	4 日

② 見込量算出の背景

【実績の推移からみる傾向】

平成 26 年度～平成 28 年度では実績はありませんでした。

【算出の考え方】

アンケートでは、サービス未利用者のうち 4.9%の方が、利用意向があると回答しています。

平成 29 年度現在、西東京市を含めて近隣にサービスの実施者がほとんどありません。

③ 見込量確保のための方策

西東京市ではこれまでに利用の実績がありませんが、今後サービスの利用が必要となった場合は、関連機関との連絡調整等の対応を行います。

なお、西東京市では、平成 29 年度において本事業を試行的に実施するなど、他の訪問事業との比較や検証を行っています。

(4) 医療型児童発達支援

① 実績・見込量

医療型児童発達支援の平成 28 年度の利用者数と利用日数は 1 人（延 7 日）でした。平成 32 年度の医療型児童発達支援の利用者数と利用日数を 2 人（延 14 日）と見込みます。

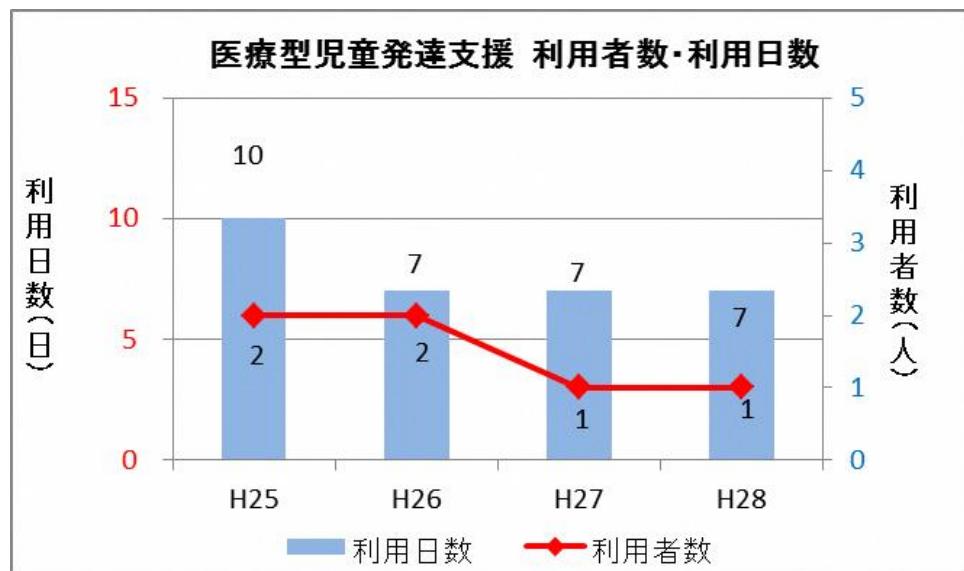
【サービス見込量／1か月あたりの利用者数、利用日数】

		平成 28 年度 (実績)	平成 30 年度 (見込)	平成 31 年度 (見込)	平成 32 年度 (見込)
医療型児童発達支援	利用者数	1 人	2 人	2 人	2 人
	利用日数	7 日	14 日	14 日	14 日

② 見込量算出の背景

【実績の推移からみる傾向】

利用者数は、平成 25・26 年度は 2 人、平成 27・28 年度は 1 人です。



【算出の考え方】

今後も利用者数は同水準で推移すると推測されます。

③ 見込量確保のための方策

サービスを必要とする人や利用ニーズの把握に努めたうえで、事業実施場所の確保に向け、引き続き、東京都や医療機関等と情報交換を行いながら、利用可能な施設等の情報収集等に努めていきます。

また、医療的ケアを要する児童を対象とする児童発達支援事業所の設置が求められていることから、サービスを提供する民間事業所の誘致に取り組みます。

(5) 居宅訪問型発達支援

① 実績・見込量

平成 30 年度より新設されるサービスであり、平成 32 年度の利用者数と利用日数を 2 人（延 2 日）と見込みます。

【サービス見込量／1か月あたりの利用者数、利用日数】

		平成 28 年度 (実績)	平成 30 年度 (見込)	平成 31 年度 (見込)	平成 32 年度 (見込)
医療型児童発達支援	利用者数	-	0 人	2 人	2 人
	利用日数	-	2 日	2 日	2 日

② 見込量算出の背景

【算出の考え方】

本サービスは、重症心身者などの重度の障害児であり、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障害児を対象とするものです。そのため、訪問教育、訪問看護等のサービス利用者数を勘案し、算出します。

③ 見込量確保のための方策

サービスの利用が見込まれる人のニーズの把握や、制度の周知、事業所の開設、参入に向けた情報収集に努めます。

2 障害児相談支援

(1) 障害児相談支援

① 実績・見込量

障害児相談支援には、障害児支援利用計画案を作成する「障害児支援利用援助」と、障害児支援利用計画の検証等を行う「継続障害児支援利用援助」（モニタリング）があります。

障害児支援利用援助と継続障害児支援利用援助を合わせた、障害児相談支援の平成 28 年度の利用者数は 45 人でした。平成 32 年度の障害児相談支援の利用者数を 106 人と見込みます。

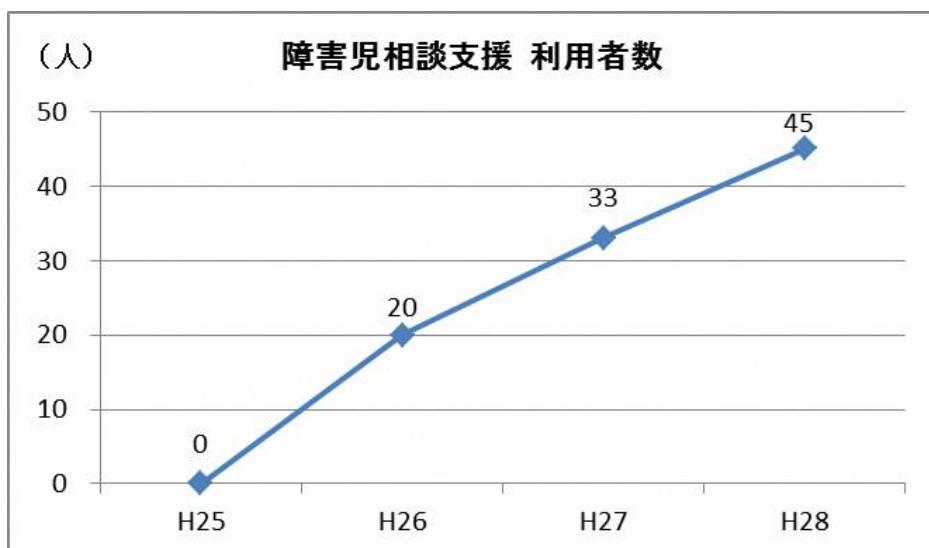
[サービス見込量／1か月あたりの利用者数]

	平成 28 年度 (実績)	平成 30 年度 (見込)	平成 31 年度 (見込)	平成 32 年度 (見込)
障害児相談支援	45 人	76 人	91 人	106 人

② 見込量算出の背景

【実績の推移からみる傾向】

利用者数は、平成 26 年度は 20 人、平成 28 年度は 45 人です。2 年間で 2 倍以上の利用者となっており、今後も増加すると推測されます。



【算出の考え方】

平成27年度より、障害児通所サービスの支給決定の際には、市に対する「障害児支援利用計画案」の提出が義務付けられましたが、障害者相談支援事業所が少ないため、児童の計画の多くは「セルフプラン」となっています。

障害児の社会的な自立に向けた療育においては、早期療育が重要であることから、専門的知識を持つ相談支援員によって、それぞれの障害児のニーズに合った計画が作られるよう、障害者相談支援事業所の体制を強化していく必要があると考えられます。

また、その体制整備が図られるまでの間は、これまで同様に、市の「子どもの発達センター・ひいらぎ」が側面から支援する等、利用者に寄り添った支援を継続していく必要があります。

③ 見込量確保のための方策

西東京市では、これまでの側面的な支援のほか、放課後等デイサービス事業所への働きかけを行ってきたところですが、市内だけでなく近隣市を含め、障害児相談支援事業所が少ないのが現状です。事業所の数が限られている中で障害児利用計画案の作成につながるよう、市内外の障害児相談支援事業所との連絡・調整を行います。

第6章 地域生活支援事業の見込み量と取り組みの方向

1 地域生活支援事業について

障害福祉サービス等は個人へのサービスですが、地域生活支援事業には、啓発や奉仕員の養成など幅広い事業が含まれます。

事業の種類	事業の内容
移動支援事業	屋外での移動が困難な人について、外出のための支援を行い、地域における自立生活及び社会参加を促します。ただし、障害福祉サービスの支給決定を受け、移動の支援を受けることができる人は除きます。また、介護保険制度の対象者は、介護保険制度による移動の支援を利用した上で、なお移動の支援を要する場合に対象となります。
地域活動支援センター	創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流促進等の機会の提供などをを行う地域活動支援センターを設置します。
相談支援事業	1) 障害者相談支援事業 <ul style="list-style-type: none">・一般的な相談支援 2) 基幹相談支援センター等機能強化事業 <ul style="list-style-type: none">・基幹相談支援センター等への専門的職員の配置・地域の相談支援事業者への指導、助言 など 3) 住宅入居等支援事業（居住サポート事業） <ul style="list-style-type: none">・入居希望者への手続き・調整の支援・家主等への相談、助言 など
日常生活用具給付等事業	日常生活上の便宜を図るため、重度障害者に対し、①介護・訓練支援用具、②自立生活支援用具、③在宅療養等支援用具、④情報・意思疎通支援用具、⑤排泄管理支援用具、⑥居住生活動作補助用具(住宅改修費)を給付します。
意思疎通支援事業	手話通訳者、要約筆記者（パソコンの文字入力を用いた文字通訳を含む）を派遣する事業、手話通訳者を設置する事業、点訳、音訳等による支援事業など意思疎通を図ることに支障がある障害者等とその他の者の意思疎通を仲介する事業です。
手話奉仕員養成研修事業	手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成します。

事業の種類	事業の内容
理解促進研修・啓発事業	研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図ります。障害者等の理解を深めるための教室等の開催や、事業所訪問、イベント開催、広報活動などが考えられます。
自発的活動支援事業	障害者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援することにより、共生社会の実現を図ります。ピアサポート、災害対策活動支援、孤立防止活動支援、社会活動支援、ボランティア活動支援などの支援が考えられています。
成年後見制度利用支援事業	障害福祉サービス利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる障害者のうち、費用の補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難な場合に、その費用を支給する事業です。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、研修や検討会の実施等、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動の支援を行います。
その他の事業 (任意事業)	<p>1) 在宅重度心身障害者(児)入浴サービス事業 家庭内において入浴が困難な状態にある在宅重度障害者(児)に対し、巡回入浴サービスを実施します。</p> <p>2) 日中一時支援事業 日中の時間帯において、障害福祉サービス事業所、障害者支援施設、学校の空き教室等において、障害者等に活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練その他の支援を行います。</p> <p>3) 生活サポート事業 介護給付支給決定者以外の人であって、日常生活に関する支援を行わなければ、本人の生活に支障をきたすおそれのある人に対して、ホームヘルパー等を居宅に派遣し、必要な支援(生活支援・家事援助)を行います。</p> <p>4) 障害者スポーツ支援事業(社会参加促進事業) 市内在住の障害者及び市内の障害福祉サービス事業所等に通所する市外在住の障害者に対して、スポーツ・レクリエーション活動を実施します。</p>

2 地域支援事業の見込み量など

(1) 移動支援事業

① 実績・見込量

移動支援事業の平成 28 年度の利用者数は 309 人でした。平成 32 年度の移動支援事業の利用者数を 354 人と見込みます。

【事業見込量／1か月あたりの利用者数、利用時間】

	平成 28 年度 (実績)	平成 30 年度 (見込)	平成 31 年度 (見込)	平成 32 年度 (見込)
利用者数	309 人	330 人	342 人	354 人
利用時間	3,099 時間	3,354 時間	3,533 時間	3,712 時間

② 見込量算出の背景

【実績の推移からみる傾向】

移動支援事業の利用者数、利用時間は増加傾向にあります。



【算出の考え方】

移動支援事業は、利用者のニーズが高い一方、多くの事業者からは、行政の支援を求める声が挙がっていることから、サービスの担い手の確保に向けて、ガイドヘルパーの養成研修実施等の方策を検討します。

本市では、移動支援事業の対象として、社会参加、余暇活動に加え、市の独自施策として、障害児の学校への通学、放課後等デイサービスへの通所を移動支援の利用対象としてきましたが、平成 29 年度からは障害者の作業所への通所も利用対象とすることで、障害者の移動の支援、社会参加の促進を図っています。

また、利用者の利便を図るため、2 ヶ月を単位とする利用時間の繰越等を実施していますが、引き続き、外出の支援によって社会参加の機会を提供する事業の目的を達成するため、支給決定の原則を踏まえた、制度の範囲内での利便性の向上を検討します。

(2) 地域活動支援センター

これまで、西東京市には身体障害者を対象とする「保谷障害者福祉センター」、精神障害者を対象とする「地域活動支援センター・ハーモニー」が整備されていましたが、知的障害者を対象とする地域活動支援センターが確保されていない状況だつたため、第 4 期計画では、知的障害者を対象とする地域活動支援センターの確保を重点推進項目とし、平成 28 年度に、「地域活動支援センター・ブルーム」が開設されました。

市内に身体障害者、精神障害者、知的障害者を対象とする地域活動支援センターが整備されたことにより、これらの施設を拠点とした、相談支援体制や日中活動支援の充実を図っている状況にあります。

[事業見込量／実施箇所数、1か月あたり利用者数]

	平成 28 年度 (実績)	平成 30 年度 (見込)	平成 31 年度 (見込)	平成 32 年度 (見込)
利用者数	293 人	310 人	310 人	310 人

保谷障害者福祉センターでは、身体障害者や高次脳機能障害者に対して、リハビリテーション等のサービスを提供しており、利用者数は年々増加しています。また、高次脳機能障害者への支援においては、医療機関との連携や、相談事業の充実を図っています。

地域活動支援センターの利用者数増加の背景には、これまで、相談支援体制の充実や、障害のある人の社会参加の推進（日中活動等に対する支援）等に取り組んできたことも要因の一つだと考えられます。

一方で、地域活動支援センターの機能としては、地域活動支援センターを通じて、最適な社会資源の利用につなげていくことも必要であると考えられます。

(3) 相談支援事業

西東京市では、基幹相談支援センター（障害福祉課）、相談支援センター・えぱっくを中心に、各地域活動支援センター（保谷障害者福祉センター、支援センター・ハーモニー、ブルーム）が相談支援を実施しているほか、障害福祉サービスや地域相談支援、障害児通所支援の利用決定にあたり必要となるサービス等利用計画、障害児支援利用計画を策定する特定相談支援事業所、障害児相談支援事業所等が連携し、必要な相談支援の充実を図ります。

住み慣れた地域で安心して暮らしていけるため、関係機関が連携し、機能や各機関の役割について明確にし、本計画期間内に整備することとなる地域生活支援拠点の機能として効率的・効果的に機能する相談支援体制の構築を目指します。

(4) 日常生活用具給付等事業

社会環境の変化や、支援用具開発の状況等を踏まえ、日常生活用具の支給品目の見直しを行うことによって、障害者の日常生活がより円滑に行われ、生活力の向上を図る必要があります。

(5) 意思疎通支援事業

① 実績・見込量

平成 28 年度の実績および平成 32 年度までの見込みは表のとおりです。

[事業見込量／利用実人数、年間の延べ派遣件数]

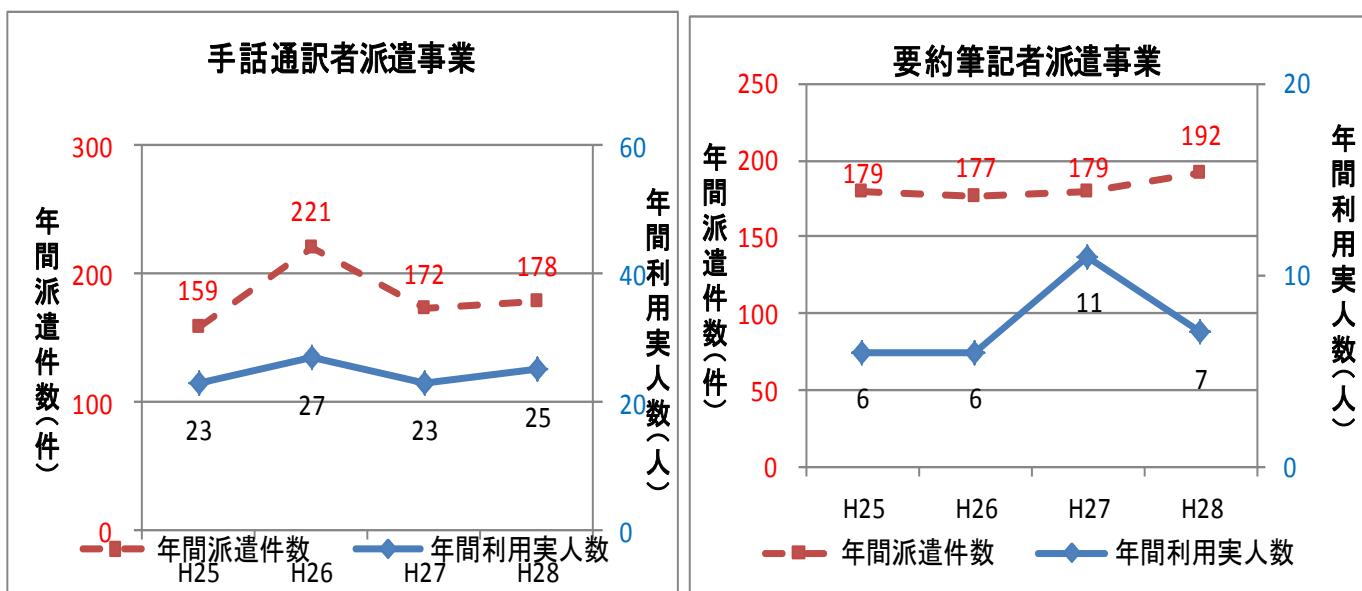
		平成 28 年度 (実績)	平成 30 年度 (見込)	平成 31 年度 (見込)	平成 32 年度 (見込)
手話通訳者	利用実人数	25 人	25 人	25 人	26 人
	派遣件数	178 件	175 件	175 件	182 件
要約筆記者	利用実人数	7 人	11 人	12 人	12 人
	派遣件数	192 件	275 件	300 件	300 件

② 見込量算出の背景

【実績の推移からみる傾向】

手話通訳者派遣事業、要約筆記者派遣事業ともに、年間利用実人数は横ばいとなっています。また、年間派遣件数は、手話通訳者派遣事業、要約筆記者派遣事業ともに、横ばいからやや増加傾向にあります。

これまでの利用実績から、1人あたりの派遣件数を、手話通訳者派遣事業では実利用者1人あたり7件、要約筆記者派遣事業では実利用者1人あたり25件と算出したうえで、今後の社会参加の促進による聴覚障害者への情報保障の充実も考慮し、利用者数及び派遣件数を見込んでいます。



(6) 手話奉仕員養成研修事業

西東京市の登録手話通訳者を目指す方を対象に、全国手話通訳者統一試験に対応した手話通訳者養成講座を実施しています。

(7) 理解促進研修・啓発事業

「西東京市障害者基本計画」の中では、重点推進項目の1つとして「障害や障害のある人への理解の推進」を掲げています。

具体的な施策として、障害福祉に関する講演会の開催や、西東京市市民まつりや障害者週間行事等のイベントでの普及啓発活動、「障害者総合支援センター・フレンドリー」での地域交流イベントの開催等を実施しています。

また、市民による障害のある方への「ちょっとした手助け」を促す「ヘルプカードとサポートバンダナ・サポートキー・ホルダー」等、市民の障害や障害者に対する理解を深める取組みを行っています。

(8) 自発的活動支援事業

西東京市では、障害福祉に関する団体の育成及び福祉の向上のため、福祉団体に対する運営費補助を行っています。

また、西東京市内の自主団体が実施している「ペア・ピアカウンセリング」（障害のある子どもを持つ保護者が同じような悩みを持つ保護者の相談相手となる取組み）等、障害のある人やその家族が、当事者としての経験や知識を生かして相談を受ける、身近な相談活動への支援を行っています。

(9) 成年後見制度利用支援事業

西東京市では、従来から「権利擁護センターあんしん西東京」において、障害者や高齢者等に対する成年後見の申立支援等を行ってきたところです。今後も引き続き、関係機関と連携し、成年後見制度の利用を支援していきます。

(10) その他の事業

[事業見込量／利用者数]

	平成 28 年度 (実績)	平成 30 年度 (見込)	平成 31 年度 (見込)	平成 32 年度 (見込)
在宅重度心身障害者（児） 入浴サービス事業	6 人	7 人	7 人	7 人
日中一時支援事業	92 人	91 人	92 人	91 人
生活サポート事業	24 人	28 人	30 人	32 人
障害者スポーツ支援事業	48 人	59 人	62 人	66 人

※年間実利用人数

1) 在宅重度心身障害者（児）入浴サービス事業

自宅の浴室での入浴や、保谷障害者福祉センター等で提供する入浴サービスの利用が困難な方が利用するサービスです。利用者数は 5 名前後で推移しており、平成 28 年度には 2 人増加しましたが、平成 28 年度実績から大きく変動はないものとして利用者数を見込みます。

2) 日中一時支援事業

平成 25 年度から平成 28 年度にかけては減少傾向にありますが、放課後等デイサービス事業所の整備等の影響があると考えられます。今後も利用者数の大きな変動はないものと考えられます。

3) 生活サポート事業

移動支援事業と併せて支給決定を行っています。臨時にサービスが必要になったケースで支給することが多く、継続的な利用が少ないのが特徴です。

平成 25 年度から平成 28 年度にかけて、利用実績はやや増加傾向にあります。今後も増加傾向が続くことを推測して利用者数を見込みます。

4) 障害者スポーツ支援事業

障害者スポーツの支援として、障害者施策で、軽運動のスポーツ支援事業と、水泳事業（平成 28 年度から）を実施していますが、事業の周知に努めたこともあり、参加者数は増加傾向にあります。

なお、西東京市では、2020 年に開催される東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会を見据えた共生社会の実現のために、スポーツ支援の充実を図っており、スポーツ振興施策としては、年齢や障害の有無に関わらず誰もが参加できる「エンジョイ・ニュースポーツ」事業も実施しています。

第7章 障害福祉計画の着実な推進に向けて

1 障害福祉サービスの提供体制の整備

(1) サービスの適切な利用の支援

障害福祉サービスの利用を必要とする人が、サービスを利用できるためには、まず、どのようなサービスが利用できるのかを知る必要があります。利用者に対して適切な情報を提供する案内役として、計画相談支援や障害児相談支援を提供する事業所のサービス提供体制を拡充していくとともに、初めに困った時にまず対応できる、ワンストップ型の相談窓口（「基幹相談支援センター」、「相談支援センター・えぱっく」）の周知に引き続き取り組みます。

(2) 社会資源の充実や既存の社会資源の有効活用方法の検討

障害福祉サービス事業所等の社会資源の充実に向けては、引き続き、民間のサービス事業者に対して情報提供等を行い、市内への新規参入を誘致するなど、新規事業所の誘致や基盤整備を含めたサービスの提供体制の量的拡大を図っていきます。加えて、既存の社会資源の有効活用として、定員増加や定員の弾力化等の検討を続けていきます。

また、社会資源の地域偏在や、市独自での整備が難しい社会資源の利用のため、移動に関する支援の方法も、引き続き検討していきます。

(3) 財源の確保

障害福祉計画に掲げる数値目標を達成するとともに、今後見込まれる障害福祉サービスのニーズに対応できるよう、計画実現のための予算計画を早期に検討し、国や東京都の補助金等の活用を含め、必要な財源の確保に努めます。

(4) 障害福祉サービスを担う人材の確保と育成

サービスを担う人材の確保や人材育成に取り組むことで、障害福祉サービス等の見込み量の増加に対応するとともに、提供するサービスの質を高めることにつながります。現状、都等で人材確保、育成策が取り組まれていますが、こうした動きと連携するなど、人材確保、育成に力を入れていく必要があると考えられます。

(5) 障害福祉サービスの質の担保

サービス量の確保と並行し、サービスの質の担保にも取り組みます。特に、サービス量、事業所数等が近年急速に拡大してきた放課後等デイサービス等において、訪問や見回りによる状況把握に努めたうえで、各事業所へガイドラインの遵守、事業評価等を通じ、適正な運営がされるよう管理・指導をしていきます。

また、事業所間の情報交換を促し、地域におけるサービスの全体状況を把握することや、事業所同士による連携等の動きにつなげていくため、事業所間の連絡会の設置等を検討していきます。

2 PDCA サイクルによる進捗管理

地域の関係機関が連携し、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行う機関である地域自立支援協議会の中で、PDCA サイクル※に基づいて、本計画の進捗状況のモニタリングを定期的に行い、そこでの評価を計画の実現に向けて反映させていきます。

また、協議会でのモニタリングの内容やそこでの評価の政策への反映状況を市民に公開します。

3 障害福祉サービスの質や利用しやすさの確保

(1) 事業者の連携による支援ネットワーク

西東京市では、平成 26 年 7 月に障害関係事業所連絡会を発足させて、サービス事業者が相互に連携する基盤の整備を進めています。今後は会議の定例化を図り、密接な連携による障害福祉サービス等の質の向上を目指します。

(2) 第三者評価の促進

利用者が質の高いサービスを選択するためには、サービスやサービス事業者に対して、第三者の目で一定の基準に基づいた評価を行うことが必要となります。そこで、サービス事業

者の求めに応じて適切な第三者評価が実施できるよう、制度の周知や東京都の補助制度の活用による受審経費の助成等、第三者評価の制度が積極的に活用されるよう支援します。

4 市民の理解と協働の推進

障害者基本法に定められている「障害者週間（毎年12月3日から9日までの一週間）」に関連したイベントや、各種の講演会などを開催し、障害の有無に関わらず市民が参加できるような交流の場を積極的に提供します。

また、市民による障害のある方への「ちょっとした手助け」を促す「ヘルプカード」と「サポートバンダナ」、「サポートキーホルダー」や、東京都の取組みである「ヘルプマーク」の普及等、市民の障害や障害者に対する理解を深める取組みを行っています。

これらの取組みを通して、市民の障害や障害者に対する理解を深めながら、市民が障害者福祉の施策に関する議論等に積極的に参加できるような環境づくりに取り組みます。

その他、市報や市ホームページ、市民まつり等の各種行事を活用した継続的な広報・啓発活動を進めます。